

(資料の3)

人民検察院刑事訴訟規則

(最高人民検察院1999年1月18日公布)

野村 稔
張 凌

この規則は最高人民検察院の「司法解釈」として中国の検察制度ないし刑事訴訟制度を理解するための重要な最新の資料である。

- | | |
|-------------------------|---|
| 第一章 通則 (1条—7条) | (157条—164条) |
| 第二章 管轄 (8条—19条) | 第三節 検証及び検査 (165条—173条) |
| 第三章 回避 (20条—31条) | 第四節 搜索 (174条—185条) |
| 第四章 強制措置 (32条—97条) | 第五節 証拠物、証拠書類及び視聽資料の取調べ並びに押収 (186条—193条) |
| 第一節 拘引 (32条—36条) | 第六節 預金、送金の査問又は凍結 (194条—198条) |
| 第二節 立保証 (37条—62条) | 第七節 鑑定 (199条—209条) |
| 第三節 居住監視 (63条—75条) | 第八節 弁別 (210条—215条) |
| 第四節 逮捕 (76条—85条) | 第九節 指名手配 (216条—220条) |
| 第五節 勾留 (86条—97条) | 第一〇節 捜査の終結 (221条—243条) |
| 第五章 勾留審査 (98条—119条) | |
| 第一節 勾留承認の審査 (98条—108条) | 第八章 起訴審査 (244条—327条) |
| 第二節 勾留決定の審査 (109条—119条) | 第一節 受理 (244条—248条) |
| 第六章 立案 (120条—135条) | 第二節 審査 (249条—278条) |
| 第一節 受理 (120条—126条) | 第三節 起訴 (279条—285条) |
| 第二節 初審 (127条—132条) | 第四節 不起訴 (286条—306条) |
| 第三節 立案 (133条—135条) | 第五節 簡易手続の提起 (307条—314条) |
| 第七章 捜査 (136条—243条) | |
| 第一節 被疑者訊問 (136条—156条) | |
| 第二節 証人尋問及び被害者尋問 | |

第六節 弁護及び代理 (315条—327条)	(396条—411条)
第九章 法廷の出席 (328条—370条)	第五節 執行の監督 (412条—436条)
第一節 第一審法廷の出席 (328条—358条)	第一章 刑事司法の共助 (437条—463条)
第二節 第二審法廷の出席 (359条—366条)	第一節 一般の規定 (437条—451条)
第三節 再審法廷の出席 (367条—370条)	第二節 人民検察院の提供する司法共助 (452条—458条)
第一〇章 刑事訴訟法律監督 (371条—436条)	第三節 人民検察院の外国に提出する司法共助の請求 (459条—460条)
第一節 立案の監督 (371条—379条)	第四節 期限及び費用 (461条—463条)
第二節 捜査の監督 (380条—390条)	第一二章 附 則 (464条—468条)
第三節 裁判の監督 (391条—395条)	
第四節 刑事判決及び裁定の監督	

第一章 通 則

第1条 人民検察院が刑事訴訟において厳格に法を執行し、職権を正しく履行するために、「中華人民共和国刑事訴訟法」、「中華人民共和国人民検察院組織法」及び関係する法律に基づいて、人民検察院の実務と結びつけ、本規則を制定する。

第2条 人民検察院の刑事訴訟における任務は、直接に受理する事件を捜査し、勾留を許可し又は決定し、公訴を提起し、刑事訴訟に対して法律監督を実施することで、犯罪事実を的確に、迅速に明らかにし、法律を正しく適用し、犯罪者を懲罰することを保証し、無罪の人に刑事の訴追を受けないことを保障し、国家の刑事法律を統一的に、的確に実施することを保障することによって、社会主義の法制を維持し、公民の人身の権利、財産の権利、民主的権利及びその他の権利を保護し、社会主義建設の事業を順調に行うことを保障することである。

第3条 人民検察院が刑事事件を処理するに当たって、「中華人民共和国刑事訴訟法」に規定する諸基本的原則、手続及びその他の関係法律の規定を厳格に遵守しなければならない。

第4条 人民検察院が刑事事件を処理するに当たって、事件処理部門の責任者の審査許可を受け、検察長又は検察委員会が決定する検察人員がこれを担当する。

第5条 人民検察院は、刑事訴訟において内部機構を設置する法律規定に基づいて捜査、勾留の審査、起訴の審査等の業務を分担し、それぞれがその職権を執行し、互いに制約し、事件処理の質を保証する。

第6条 刑事訴訟において、最高人民検察院は地方各級人民検察院及び専門人民検察院の業務を指導し、上級人民検察院は下級人民検察院の業務を指導する。検察長は検察院の業務を統一的に指導する。

第7条① 刑事訴訟において、上級人民検察院は下級人民検察院の下した決定に対し

て取消又は変更をする権限を有し、また下級人民検察院の処理した事件に誤りがあると認めた場合は、下級人民検察院に命じて是正させる権限をも有する。

② 下級人民検察院は上級人民検察院の決定を執行しなければならない。その決定に誤りがあると認めた場合は、その決定を執行すると同時に上級人民検察院に報告しなければならない。

第二章 管 轄

第8条① 人民検察院は、横領賄賂犯罪、国家機関公務員による汚職犯罪、及び国家機関公務員が職権を利用して行った不法監禁、拷問による供述の強要、報復陷害、不法搜索という公民の人身権利を侵害する犯罪並びに公民の民主的権利を侵害する犯罪事件を立案して捜査する。

② 横領賄賂犯罪とは、刑法各則第8章に規定する横領賄賂犯罪及びその他の章に明確に規定する第8章の関係条文に照らして罪を確定し処罰する犯罪事件を指す。

③ 国家機関公務員が職権を利用して行った公民の人身権利及び民主的権利を侵害する犯罪事件には次の犯罪が含まれる。

- 一 不法拘禁事件（刑法第238条）
- 二 不法搜索事件（刑法第245条）
- 三 拷問による供述の強要事件（刑法第247条）
- 四 暴力による証拠収集事件（刑法第247条）
- 五 拘禁者の体罰、虐待事件（刑法第248条）
- 六 報復陷害事件（刑法第245条）
- 七 選挙妨害事件（刑法第256条）

第9条 国家機関公務員が職権を利用して行ったその他の重大な犯罪事件について人民検察院が直接に受理すべき場合は、省級以上の人民検察院の決定を受け、人民検察院が立案して捜査することができる。

第10条① 本規則第9条の規定する事件については、基層人民検察院、分院、州若しくは市の人民検察院が直接に立案して捜査する必要がある場合は、その所在地の省級人民検察院が報告を受けてこれを決定しなければならない。分院、州又は市の人民検察院は、基層人民検察院が省級人民検察院に報告した事件に対して審査を行って立案して捜査する必要があるか否かの意見を提出して省級人民検察院に報告しなければならない。

② 省級人民検察院に報告してその立案捜査の決定を受ける事件は、檢察委員会の討論を経て決定しなければならず、直接受理報告許可書を作成し、すでに明らかにした事件の状況及び人民検察院の立案捜査の理由を明記するとともに、関係資料を付しなければならない。

③ 省級人民検察院は、直接受理報告許可書を受け取った日から10日以内に檢察委員会の討論を経て立案捜査の可否を決定する。

④ 省級人民検察院は下級人民検察院に立案捜査させることを決定することができ、自らが直接に立案捜査することもできる。

第11条① 本規則第九条の規定に基づいて立案して捜査する事件については、事件の性質に応じて人民検察院の捜査担当部門が捜査を行う。

② 事件移送の手続は事件の手がかりを発見した業務部門が行う。

第12条 人民検察院は、横領賄賂事件を捜査するに当たってそれが公安機関の管轄に属する刑事事件にかかわる場合には、これを公安機関に移送しなければならない。そのうち、疑われた主要な罪は公安機関が管轄する場合には、公安機関の捜査を中心にして人民検察院がこれに協力し、疑われた主要な罪は人民検察院が管轄する場合には、人民検察院の捜査を中心にして公安機関がこれに協力する。

第13条① 人民検察院は、直接に受理する事件について上下の級に分けて立案捜査の制度を実施する。

② 最高人民検察院は全国的な重大犯罪事件を立案して捜査する。省、自治区、直轄市の人民検察院は全省（自治区、直轄市）的な重大犯罪事件を立案して捜査する。分院、州、市の人民検察院はその管轄区内の重大な犯罪事件を立案して捜査する。基層人民検察院はその管轄区内の犯罪事件を立案して捜査する。

第14条 上級人民検察院は、必要な場合には、直接に捜査することができ、下級人民検察院の管轄する事件の捜査を組織し、指揮し又はこれに参加することができ、又は当該検察院の管轄する事件を下級人民検察院に移送して捜査させることもできる。下級人民検察院は、事件が重大で複雑であり上級人民検察院により捜査すべきと認めた場合には、上級人民検察院に移送して捜査を請求することができる。

第15条 国家機関公務員の職務犯罪事件は、被疑者の勤め先所在地の人民検察院が管轄する。その他の人民検察院が管轄することが適当である場合には、その他の人民検察院が管轄することができる。

第16条 管轄不明の事件については、関係する人民検察院の協議によって管轄を確定することができる。管轄権に争議がある事件又は特殊の事件については、それらの共同の上級人民検察院が管轄を指定する。

第17条 数個の人民検察院のいずれも管轄権を有する事件については、最初受理した人民検察院が管轄する。必要な場合には、主要な犯罪地の人民検察院はこれを管轄することができる。

第18条 上級人民検察院は、管轄不明の事件及び管轄の変更を必要とする事件について下級人民検察院を指定して立案して捜査させることができる。

第19条 軍事検察院及び鉄道運輸検察院等の専門人民検察院の管轄、並びに軍隊若しくは武装警察と地方と相互にかかわる刑事事件の管轄については、関係の規定により執行する。

第三章 回避

第20条 検察人員は、告訴を受理し又は事件を処理するに当たって、刑事訴訟法第28条又は第29条に規定する事情の一つがあることを発見した場合には、自ら回避を提出しなければならない。回避を自ら提出していない場合は、人民検察院は本規則第23条の規定によりその者の回避を決定しなければならない、当事者及びその法定代理人はその者

の回避を請求する権利を持つ。

第21条 検察人員が自ら回避する場合は、口頭又は署名で提出するとともに、その理由を説明しなければならない。口頭で回避を提出した場合には、事件の書類に記録しなければならない。

第22条 当事者及びその法定代理人は、回避を請求する場合には、書面又は口頭で人民検察院に提出し、その理由を説明しなければならない。刑事訴訟法第29条の規定に基づいて回避を請求する場合には、関係する証明資料を提出しなければならない。人民検察院は審査又は調査を経て、回避の条件に該当する請求については回避を決定しなければならない。回避の条件に該当しない請求については請求を却下しなければならない。

第23条 検察長の回避は、検察委員会が討論して決定する。検察委員会が検察長の回避を討論する場合は、副検察長が主宰し、検察長はこれに参加してはならない。その他の検察人員の回避は検察長が決定する。

第24条 当事者及びその法定代理人が公安機関の責任者に回避を請求する場合は、当該公安機関の同級人民検察院に回避を提出し、検察長を通じて検察委員会にこれを交付し、この委員会が討論して決定する。

第25条 回避すべき人員自らが回避を提出せず、当事者及びその法定代理人もその回避の請求を提出していない場合は、検察長又は検察委員会はその者の回避を決定しなければならない。

第26条 人民検察院は、回避申請を却下する決定を行った後、当事者及びその法定代理人に対して当該決定を不服とするときには回避申請却下決定書を受け取った後5日以内に決定の機関に一回の申立を請求することができることを告知しなければならない。

第27条 当事者及びその法定代理人が回避請求却下の決定を不服とし申立を提起した場合は、これを決定した機関は3日以内に申立の決定を行い、書面で請求者に通知しなければならない。

第28条 人民検察院による直接受理事件の捜査員、又は補充捜査の人員は、回避の決定を下す前に事件の捜査を停止してはならない。

第29条 当該事件の捜査に参加した〔公安機関の〕捜査人員が人民検察に転職した場合は、当該事件の捜査を担当してはならない。

第30条 刑事訴訟法第28条又は第29条の規定の事情の一つに該当したために回避した検察人員が、回避の決定を下すまでに収集した証拠及び訴訟行為が有効であるか否かについては、検察委員会又は検察長は事件の具体的な事情に基づいて決定する。

第31条① 本規則の回避規定は、書記官、司法警察及び人民検察院の招聘又は指定した翻訳人並びに鑑定人にも適用する。

② 書記官、司法警察及び人民検察院の招聘又は指定した翻訳人並びに鑑定人の回避は、検察長が決定する。

第四章 強制措置

第一節 拘 引

第32条① 人民検察院は、事件の状況に基づいて被疑者を拘引することができる。

② 拘引については、検察長が許可して拘引状を発行しなければならない。

第33条① 拘引するに当たって、拘引される被疑者に拘引状を提示しなければならない。拘引に抵抗する場合は、戒具を使用して強制的に出頭させることができる。

② 拘引を執行する人員は、少なくとも2人でなければならない。

第34条① 拘引の継続時間は、被疑者が出頭したときから起算する。被疑者が出頭した後、拘引状に出頭の時間を記入させるとともに、拘引状に署名し又は押印させることを命じなければならない。その後、速やかに訊問を行う。訊問が終結した後、被疑者に対して拘引状に訊問の終結時間を記入させることを命じなければならない。被疑者が記入を拒絶した場合は、検察人員は拘引状にこれを明記しなければならない。

③ 一回の拘引の持続時間は12時間を超えてはならず、連続的な拘引の方法で被疑者を拘禁してはならない。

第35条① 人民検察院が被疑者を拘引する場合は、被疑者の所在する市、県内の場所で行わなければならない。

② 被疑者の勤め先、戸籍地又は居住地が同一の市又は県でない場合は、拘引は被疑者の勤め先の所在する市又は県で行う。特別な場合は、被疑者の戸籍地又は居住地に所在する市又は県内で行うこともできる。

第36条① 拘引されている被疑者に対して強制措置を変更すべき場合は、検察長又は検察委員会が決定し、拘引の期限内に変更手続を行わなければならない。

② 拘引期間内にその他の強制措置を更に執らないことを決定したが、拘引期限が満了するときは、拘引を解除しなければならない。

第二節 立保証

第37条 人民検察院は、次の各号に掲げる一つの場合に、被疑者に対して立保証を立てることができる。

- 一 管制、拘留又は独立適用の付加刑に処せられる可能性がある場合。
- 二 有期懲役以上の刑罰に処せられる可能性があるが、勾留しなくても社会への危険性を発生するおそれのない場合。
- 三 逮捕された者に対して勾留すべきなのに勾留の条件に該当していない場合。
- 四 勾留すべきなのに重い病気にかかっている場合。
- 五 勾留すべきなのに懐胎しているか又は自分の子に授乳している場合。
- 六 拘禁されている被疑者に対して法定の捜査拘禁期限及び起訴審査期限内に終結することはできず、引き続き捜査又は起訴審査を行う必要がある場合。
- 七 勾留の必要はないのに、有効な旅券又はその他の出国証明書を持って捜査を逃避するために出国する可能性がある場合。

第38条 人民検察院は、社会の治安に著しく危害を及ぼす被疑者、及びその他の悪質若しくは情状の重い被疑者に対して立保証を立ててはならない。

第39条 拘禁されている被疑者及びその法定代理人、近親者、依頼されている弁護士が立保証を申請し、審査を経て本規則第37条に規定する事情の一つがある場合は、検察長の決定を経て被疑者に立保証を立てることができる。

第40条 拘禁されている被疑者及びその法定代理人、近親者、依頼されている弁護士が人民検察院に立保証を申請した場合には、人民検察院は7日以内に同意か否かの回答を行わなければならない。審査によって本規則第37条に規定する事情の一つがある場合は、拘禁されている被疑者に立保証の手續を法により行う。審査によって立保証の条件に該当しない場合は、申請者に告知するとともに立保証に同意しない理由を説明しなければならない。

第41条 人民検察院は、被疑者に対して立保証を決定するに当たって、被疑者に保証人を提出するか又は保証金を納付することを命じなければならない。

第42条 保証人による担保を採用する場合は、保証人が刑事訴訟法第54条の規定に該当するほか、人民検察院の審査及び同意を経なければならない。

第43条① 人民検察院は次の各号に掲げる義務を保証人に告知しなければならない。

- 一 被保証人を監督して刑事訴訟法第56条の規定を遵守させること。
- 二 被保証人が刑事訴訟法第56条に規定する行為を行う可能性があるか又はすでに行った行為については、速やかに執行機関に報告すること。

② 保証人は前項の保証義務を保証した後、立保証保証書に署名し又は押印しなければならない。

第44条 保証金の担保方式を採用する場合には、人民検察院は犯罪の性質、情状、被疑者の人身の危険性、経済的状況及び犯罪に関わる額に基づいて被疑者に1千元以上の保証金を納付させることを命じることができる。

第45条 被疑者に対する立保証については、担当者が意見を提出し、部門の責任者が審査して検察長が決定する。

第46条 人民検察院は、立保証を立てる被疑者に立保証決定書を読み上げ、署名し又は押印させ、刑事訴訟法第56条の規定を遵守することを命令するとともに、当該規定に違反する場合に負うべき法律責任を告知しなければならない。保証金による担保を採用する場合は、被疑者に対し指定された公安機関に保証金を納付することを告知しなければならない。

第47条 被疑者に対し立保証の決定を宣告した後、人民検察院は立保証執行通知書を公安機関に送達して執行させるとともに、執行の期間内に被疑者が居住している市、県から離れることを許可しようとする際に人民検察院の同意を受けなければならないことを公安機関に告知する。保証人による担保の場合は、立保証保証書と同時に公安機関に送達しなければならない。

第48条 保証人による保証の場合には、保証人が立保証の期間中において引き続き担保をしたがらないか又は担保の資格が喪失したときには、被疑者にさらに保証人を提出するか又は保証金の担保方式に変更することを命じるとともに、変更の状況を公安機

関に通知しなければならない。

第49条 保証金による保証について、立保証された者が保証金の交付を拒絶し又は保証金の全額を全納していない場合は、人民検察院は保証の変更、保証方法の変更又は保証金額の変更を決定し変更の状況を公安機関に通知しなければならない。

第50条 公安機関が立保証を執行する期間中において、被疑者が居住している市又は県を離れることに同意するか否かについて人民検察院に諮問する場合は、人民検察院は事件の具体的な状況に応じて決定しなければならない。

第51条 人民検察院は、保証人が刑事訴訟法第55条に規定する義務を履行せず、被保証人が刑事訴訟法第56条の規定に違反した行為を速やかに報告しないことを発見した場合には、公安機関に対して保証人に過料を与える決定を行うことを要求しなければならない。犯罪を構成した場合は、法により保証人の刑事責任を追及しなければならない。

第52条① 人民検察院は、保証金を納付した被疑者が刑事訴訟法第56条の規定に違反した場合には、保証金を徴収した公安機関に通知してこれを没収させなければならない。また、事件の具体的な状況に基づいて被疑者に反省書の提出を命じ、改めて保証金を納付させ、保証人を提出させ、又は居住監視若しくは勾留を行うことができる。

② 改めて保証金を納付する手続は、本規則第44条、第45条の規定を適用する。

③ 被疑者に引き続き立保証を立てる場合には、立保証の期間は累計して計算しなければならない。

第53条 次の各号に掲げる立保証の規定に違反した被疑者は勾留しなければならない。

- 一 自殺若しくは逃亡を図り、捜査又は起訴審査を逃避しようとする場合。
- 二 証拠隠滅、証拠偽造、供述の口裏合わせ、証人証言の妨害により捜査又は起訴審査の業務を正常に行うことに影響を与える可能性のある場合。
- 三 許可を受けず、居住している市若しくは県から密かに離れて重い結果を生じさせた場合、又は許可を受けず二回にわたって居住している市若しくは県から密かに離れた場合。
- 四 召喚を経ても出頭せず重い結果を生じさせた場合、又は二回にわたる召喚を経ても出頭していない場合。

第54条 立保証の期間中において故意に新たな犯罪行為を行った被疑者については、勾留する。保証金をすでに納付した場合は、公安機関に通知してこれを没収させる。

第55条 人民検察院が被疑者に立保証を決定する場合は、最長12箇月を超えてはならない。

第56条 公安機関が被疑者に立保証を決定する場合には、事件を人民検察院の起訴審査に移送した後に引き続き立保証を立てるべきときには、人民検察院は法により被疑者に対して立保証の手続を行わなければならない、立保証の期限を改めて計算するとともに被疑者に告知しなければならない。

第57条 立保証の期間中においては、事件に対する捜査又は起訴審査を中断してはならない。

第58条 立保証の期限が満了するか又は被疑者の刑事責任を追及すべきでないことを発見した場合には、立保証を速やかに解除するか又は取り消さなければならない。

第59条 立保証の解除又は取消しは、事件の担当者が意見を提出し、部門の責任者が審査して、検察長が決定する。

第60条 立保証を解除するか又は取消す決定は、速やかに執行機関に通知するとともに、立保証解除決定書又は立保証取消決定書を被疑者に送達しなければならない。保証人がいる場合は担保義務の解除を保証人に通知しなければならない。

第61条 被疑者が立保証の期間中において刑事訴訟法第56条の規定に違反しない場合、又は被疑者の刑事責任を追及すべきでないことを発見した場合は、立保証を変更し、解除し又は取り消すときは、公安機関に通知して保証金を返還させなければならない。

第62条 被疑者並びにその法定代理人、近親者、被疑者の依頼している弁護士及びその他の弁護人が、立保証が法定の期限を超えたと認め、人民検察院に立保証の解除を請求した場合には、人民検察院は7日以内に審査を決定しなければならない。審査によって法定の期限を超えたことを認めた場合は、検察長の許可を受けて立保証を解除しなければならない。審査によって法定の期限を超えないことを認めた場合は、書面で申請者に回答しなければならない。

第三節 居住監視

第63条 人民検察院は、本規則第37条に規定する事情の一つがある被疑者に対して居住監視を行うことができる。

第64条 被疑者に対し居住監視を行うに当たっては、事件の担当者が意見を提出し、部門の責任者の審査を経て検察長が決定する。

第65条 人民検察院は居住監視をされた被疑者に居住監視決定書を読み上げ、被疑者に署名又は押印をさせ、刑事訴訟法第57条の規定に遵守させ、その規定に違反した場合に負うべき法律責任を告知しなければならない。

第66条 人民検察院は、居住監視執行通知書を公安機関に送達して執行させ、執行の期間中において被疑者が住所若しくは居所から離れるか又は他人と面会することを公安機関が許可する前に人民検察院の同意を受けるべきことを公安機関に告知しなければならない。

第67条 居住監視の期間中において被疑者が住所若しくは居所から離れるか又は他人と面会することを許可しようとする公安機関が人民検察院の意見を聴取する場合には、人民検察院は事件の具体的な状況に基づいて同意か否かの意見を決定しなければならない。

第68条① 人民検察院は、刑事訴訟法第57条の規定に違反した被疑者について、情状が重い場合には勾留を行い、情状が軽い場合には訓戒を与えるか又は反省書を提出させることができる。

② 次の各号に掲げる居住監視の規定に違反した行為について、情状が重い場合は被疑者を勾留しなければならない。

- 一 新たな犯罪行為を故意に犯した場合。
- 二 自殺若しくは逃亡を図り、捜査又は起訴審査を逃避した場合。
- 三 証拠隠滅、証拠偽造、供述の口裏合わせ又は証人証言の妨害により捜査又は起訴審査の正常な業務に影響を与えた場合。
- 四 許可を受けず住所若しくは指定されている居所から密かに離れたために重い結果を生じさせた場合、又は二回にわたって許可を受けずに住所若しくは指定されている居所から離れた場合。
- 五 許可を受けず他人と面会し重い結果を生じさせた場合、又は二回にわたって許可を受けずに他人と面会した場合。
- 六 召喚を経ても出頭せず重い結果を生じさせた場合、又は二回にわたる召喚を経ても出頭していない場合。

第69条 人民検察院が被疑者に対して決定する居住監視は、最長6箇月を超えてはならない。

第70条 公安機関が決定する被疑者に対する居住監視については、事件を人民検察院の起訴審査に移送しても引き続き居住監視を行うべき場合は、人民検察院は法により被疑者に居住監視をする手続を行わなければならない。居住監視の期限は、改めて計算するとともに被疑者に告知しなければならない。

第71条 居住監視の期間中においては、事件の捜査又は起訴審査を中断してはならない。

第72条 居住監視の期限が満了した場合、又は被疑者の刑事責任を追及すべきでないことを発見した場合は、居住監視を解除し又は取り消さなければならない。

第73条 居住監視の解除又は取消しは、事件の担当者が意見を提出し、部門の責任者が審査して検察長が決定する。

第74条 居住監視の解除又は取消しの決定は、執行機関に通知するとともに、居住監視解除決定書又は居住監視取消決定書を被疑者に送達しなければならない。

第75条 被疑者並びにその法定代理人、近親者、被疑者の依頼している弁護士及びその他の弁護人が、居住監視が法定の期限を超えたと認め人民検察院に居住監視の解除を請求した場合は、人民検察院は7日以内に審査して決定しなければならない。審査により法定の期限を超えたと認める場合は、検察長の許可を経て居住監視を解除する。審査によって法定の期限を超えないと認める場合は、書面で申請者に回答する。

第四節 逮捕

第76条 人民検察院は、次の各号に掲げる事情の一つがある被疑者に対して逮捕を決定することができる。

- 一 犯行後自殺若しくは逃亡を図り、又は逃亡している者。
- 二 証拠隠滅、証拠偽造、又は供述の口裏合わせの可能性のある者。

第77条 被疑者を逮捕するに当たっては、事件の担当者が意見を提出し、部門の責任者が審査して検察長が決定する。

第78条 人民検察院が逮捕の決定を行った後、公安機関に送達して逮捕を執行させ

なければならない。必要な場合には、人民検察院は公安機関の執行に協力することができる。

第79条① 県級以上の人民代表大会の代表である被疑者が現行犯で逮捕された場合には、人民検察院は速やかに当該代表の所属する人民代表大会主席団又は常務委員会に報告しなければならない。その他の事情により逮捕しなければならない場合には、人民検察院は当該代表の所属する人民代表大会主席団又は常務委員会に報告し、その許可を請求しなければならない。

② 人民検察院が同級の人民代表大会の代表である被疑者を逮捕する場合は、直接に同級人民代表大会主席団又は常務委員会に報告し又はその許可を請求しなければならない。

③ 上級人民代表大会の代表である被疑者を逮捕する場合は、速やかに当該代表の所属する人民代表大会と同級の人民検察院に報告し又はその許可を請求する。

④ 下級人民代表大会の代表である被疑者を逮捕する場合は、当該代表の所属する人民代表大会主席団又は常務委員会に直接に報告し又はその許可を請求することができ、当該代表の所属する人民代表大会と同級の人民検察院に委託してその許可を請求させることもできる。郷、民族郷又は鎮の人民代表大会の代表である被疑者を逮捕する場合は、県級人民検察院が郷、民族郷又は鎮の人民代表大会に報告しなければならない。

⑤ 二級以上の人民代表大会の代表である被疑者を逮捕する場合は、それぞれ本条第2項ないし第4項の規定に基づいて報告し又は許可を請求する。

⑥ 事件処理の検察院が所在する省、市、県（区）以外の地区の人民代表大会代表である被疑者を逮捕する場合は、当該代表の所属する人民代表大会と同級の人民検察院に委託して報告させ又は許可を請求させなければならない。二級以上の人民代表大会の代表である被疑者を逮捕する場合は、それぞれ当該代表の所属する人民代表大会と同級の人民検察院に委託して報告させ又は許可を請求させなければならない。

第80条① 被疑者を逮捕した後、人民検察院は逮捕の理由及び拘禁の場所を24時間以内に逮捕されている者の家族又はその所属する勤め先に通知しなければならない。

② 捜査に影響を与えるとの理由で24時間以内に通知できない場合は、検察長の許可を受けるとともに、その理由を事件書類に明記しなければならない。通知不能の場合は、検察長に報告するとともに、事件書類にその理由を明記しなければならない。

第81条 逮捕されている被疑者に対しては、逮捕後24時間以内に訊問を行わなければならない。

第82条① 逮捕されている被疑者については、逮捕すべきでないことを発見した場合は、直ちに釈放しなければならない。逮捕されている被疑者については法により立保証又は居住監視をすることができる場合は、本規則の規定に基づいて立保証又は居住監視の手続を行う。

② 逮捕されている被疑者を勾留しなければならない場合は、本規則の規定に基づいて勾留の手続を行う。

第83条 人民検察院が逮捕されている被疑者を拘禁する期限は10日とし、特別の状況の下で1日ないし4日を延長することができる。

第84条 公民が、犯罪を実行している被疑者、犯行の後に発覚された被疑者、指名手配されている被疑者、脱獄して逃亡している犯人、追跡されている被疑者又は犯人を人民検察に連行した場合には、人民検察院はこの者を受け入れなければならない、具体的な状況に基づいて適当な緊急措置を講じるかを決定しなければならない。自分の管轄に属しない事件については、主管機関に移送して処理させなければならない。

第85条① 被疑者並びにその法定代理人、近親者、被疑者が依頼している弁護士及びその他の弁護士が、人民検察院により逮捕されている被疑者に対する拘禁期間が法定の期限を超えていると認め、人民検察院に被疑者の釈放又は逮捕の変更を請求した場合は、人民検察院の捜査部門は3日以内に審査を終了しなければならない。

② 捜査部門は、審査を経て法定の期限を超えたと認める場合には、被疑者の釈放又は逮捕措置の変更の意見を提出し、検察長の許可を経て公安機関に通知して執行させなければならない。審査によって法定の期限を超えていないと認めた場合は、書面で申立人に回答しなければならない。

③ 捜査部門は、審査の結果を書面で当該検察院の監獄等拘禁場所に駐在する検察部門に通知しなければならない。

第五節 勾 留

第86条① 人民検察院は、犯罪事実があることを証明できる証拠があり、懲役以上の刑を科する可能性のある被疑者に対し、立保証又は居住監視等の方法によっても、なお社会への危険の発生を防止するのに十分でなく勾留の必要がある場合には、勾留を承認し又は決定しなければならない。

② 「犯罪事実があることを証明できる証拠がある」とは、次の各号に掲げる事情を同時に備えることを指す。

- 一 犯罪事実が発生したことを証明できる証拠があること。
- 二 当該犯罪事実が被疑者の行ったことを証明できる証拠があること。
- 三 被疑者が行った犯行を証明できる証拠が調査によって確実にされたこと。
- ③ 「犯罪事実」とは、単一犯行の事実又は数個犯行のうちのいずれかの事実を指す。

第87条 数個の犯罪行為を行った被疑者又は共同犯罪事件における被疑者に対し、本規則第86条の規定に該当し、次の各号に掲げる事情の一つがある場合は、勾留を承認し又は決定しなければならない。

- 一 数罪のうちの一罪を証明できる証拠があること。
- 二 数回にわたる犯罪のうちの一回の犯罪を証明できる証拠があること。
- 三 共同犯罪において被疑者の犯罪事実を証明できる証拠があること。

第88条 被疑者が真実の氏名、住所を言わず身元が不明な事件について、人民検察院は、審査によって本規則第86条又は第87条の規定に該当すると認めた場合には、勾留を承認し又は決定しなければならない。

第89条 次の各号に掲げる事情の一つがある被疑者について、人民検察院は勾留不承認の決定又は逮捕しない決定を行わなければならない。

- 一 本規則第86条又は第87条に規定する勾留条件に該当しない場合。

二 刑事訴訟法第15条に規定する事情の一つがある場合。

第90条 被疑者を勾留すべきなのに重い病気にかかっているか、懐胎しているか又は自分の子に授乳している婦女である場合には、人民検察院は勾留不承認の決定又は勾留しない決定を行わなければならない。

第91条 人民検察院が被疑者の勾留を承認するか又は決定する場合は、勾留審査部門が行う。

第92条① 勾留審査部門が勾留事件を審査する場合は、担当者を指定し審査させなければならない。担当者は事件書類を閲覧し、閲覧の調書を作成し、勾留の承認、勾留の決定、勾留の不承認又は不勾留を意見を提出し、勾留審査部門の責任者の審査を経て検察長が承認又は決定を行う。重大な事件については検察委員会が討論して決定する。

② 勾留審査部門が勾留事件を審査する場合は、立保証又は居住監視の意見を直接に提出してはならない。

第93条① 人民検察院が同級人民代表大会の代表である被疑者に対し勾留を承認し又は決定する場合は、同級の人民代表大会主席団又は常務委員会に報告してその許可を受けなければならない。

② 上級人民代表大会の代表である被疑者に対する勾留を承認し又は決定する場合は、一級一級ごとに当該代表の所属する人民代表大会と同級の人民検察院に報告しその許可を受けなければならない。

③ 下級人民代表大会の代表である被疑者に対する勾留を承認し又は決定する場合は、直接に当該代表の所属する人民代表大会主席団又は常務委員会に報告しその許可を受けることができ、その代表の所属する人民代表大会と同級の人民検察院に委託して報告しその許可を受けさせることもできる。郷、民族郷若しくは鎮の人民代表大会の代表である被疑者に対する勾留を承認し又は決定する場合は、県級人民検察院が郷、民族郷又は鎮の人民代表大会に報告する。

④ 二級以上の人民代表大会の代表である被疑者に対する勾留を承認し又は決定する場合は、それぞれ本条第1項ないし第3項の規定に基づいて報告する。

⑤ 事件処理検察院が所在する省、市、県（区）以外の地区の人民代表大会の代表である被疑者に対する勾留を承認し又は決定する場合は、当該代表の所属する人民代表大会と同級の人民検察院に委託して報告させることができる。二級以上の人民代表大会の代表である被疑者については、それぞれ当該代表の所属する人民代表大会と同級の人民検察院に委託して報告させることができる。

第94条① 外国人又は無国籍人が、国家の安全にかかわる犯罪事件、国と国との政治若しくは外交に関わる事件、又は法律の適用が確かに困難な事件について、被疑者を勾留しなければならない場合は、分院、州、市の人民検察院が審査して意見を提出し、一級一級ごとに最高人民検察院に報告しそれが審査する。最高人民検察院は外交部の意見を聴取した後、勾留の承認を決定する。審査によって勾留をする必要のない場合は、直接に勾留不承認の決定を行うことができる。

②外国人又は無国籍人が、前項の規定以外の犯罪にかかわる事件については、分院、州、市の人民検察院が審査して意見を提出し、省級人民検察院が審査する。省級人民検

察院は同級政府の外事部門の意見を聴取した後、勾留の承認を決定するとともに、最高人民検察院に報告して記録にとどめる。審査によって勾留をする必要のない場合は、直接に勾留不承認の決定を行うことができる。

第95条① 人民検察院が次の各号に掲げる勾留事件を審査する場合は、一級上の人民検察院に報告して記録にとどめなければならない。

- 一 勾留を承認した国家の安全に危害を及ぼす事件及び涉外事件。
- 二 検察機関が直接に立案して捜査する事件。

② 上級人民検察院は、報告された記録資料を審査しなければならない。誤りのあることを発見した場合には、10日以内に審査の結果を送付の下級人民検察院に通知し又は直接に是正させなければならない。

第96条① 被疑者並びにその代理人、近親者、被疑者の依頼している弁護士及びその他の弁護人が、人民検察院の勾留承認又は勾留決定により被疑者に対する拘禁が法定の期限を超えたと認めた場合には、人民検察院に被疑者の釈放又は勾留措置の変更を請求したときは、勾留を審査した部門は捜査機関又は当該検察院に関係する事情を調べて、7日以内に審査を終結しなければならない。

② 勾留審査部門は、法定の期限を超えたと認めた場合には、被疑者を釈放するか又は勾留の措置を変更する意見を提出し、検察長が許可してから公安機関に通知して執行させなければならない。審査によって法定の期限を超えていないと認めた場合には、書面で申立て人に回答しなければならない。

③ 勾留審査部門は、審査の結果を書面で当該検察院が監獄等拘禁場所に駐在する検察部門に通知しなければならない。

第97条 勾留の審査部門は、勾留事件を審査するに際して、別に捜査しない。勾留承認を審査するに当たって、勾留承認請求における証拠に疑問があると認めた場合は、関係する証拠を確認し、被疑者を訊問し又は証人を訊問することができる。ただし、強制措置を執っていない被疑者を訊問するとき、訊問の前に公安機関又は当該検察院の捜査部門の意見を聴取しなければならない。

第五章 勾留の審査

第一節 勾留承認の審査

第98条 人民検察院の勾留審査部門は、同級の公安機関から勾留承認の請求事件を受理するに当たって、勾留承認請求書及び事件書類が完備しているか否かを調べなければならない。

第99条 公安機関が勾留承認を請求する被疑者が逮捕された場合には、人民検察院は勾留承認請求書を受け取った日から7日以内に勾留の承認か不承認の決定を行わなければならない。被疑者が逮捕されていない場合には、勾留承認請求書を受け取った日から15日以内に勾留の承認又は不承認の決定を行わなければならない。重大で複雑な事件については、20日を超えてはならない。

第100条 公安機関の勾留承認を請求する被疑者について、人民検察院は審査によっ

て本規則第86条又は第87条の規定に該当すると認めた場合には、勾留の承認を決定しなければならない。勾留承認の決定が事件書類とともに公安機関に送達して執行させなければならない。

第101条 公安機関の勾留承認を請求する被疑者について、本規則第89条又は第90条の規定する事情があり、人民検察院が勾留不承認を決定した場合にはその理由を説明して、勾留不承認決定書を事件書類とともに公安機関に送達して執行させなければならない。補充捜査に必要がある場合は、これを同時に公安機関に通知しなければならない。

第102条 人民検察院による勾留承認の決定について、公安機関は直ちに執行し、執行状況通知書を速やかに承認した人民検察院に送達しなければならない。執行することができない場合は、執行不能通知書を人民検察院に送達するとともに、執行不能の理由を明記しなければならない。人民検察院による勾留不承認の決定について、公安機関は勾留不承認決定書を受け取った後、直ちに拘禁されている被疑者を釈放し又は強制措置を変更しなければならない。勾留不承認決定書を受け取った日から3日以内に執行状況通知書を、勾留不承認を決定した人民検察院に送達しなければならない。

第103条 人民検察院は、勾留事件を審査するに当たって、勾留すべきなのに公安機関が勾留承認の請求を提出しなかったことを発見した場合には、公安機関に勾留承認の請求を建議しなければならない。公安機関の勾留承認を請求しなかった理由が認められない場合には、人民検察院は直接に勾留を決定して、公安機関に送達して執行させることができる。

第104条① 行った勾留承認の決定に確かに誤りがあることを発見した場合には、人民検察院はその勾留承認の決定を取り消して公安機関に送達して執行させなければならない。

② 行った勾留不承認の決定に確かに誤りがあることを発見した場合には、人民検察院はその勾留不承認の決定を取り消して改めて勾留承認の決定を行い、公安機関に送達して執行させなければならない。

③ 勾留承認の決定を取り消すことによって釈放された被疑者、並びに公安機関が勾留を立保証又は居住監視に変更した被疑者について勾留を必要とする場合には、人民検察院は改めて勾留の процедуруを行わなければならない。

第105条 公安機関が勾留不承認を再審査することを請求する事件については、人民検察院は勾留審査部門の担当者を別に指定して再審査させなければならない。再審査請求書及び事件書類を受け取った日から7日以内に変更するか否かの決定を行い、公安機関に通知しなければならない。

第106条① 公安機関が一級上の人民検察院に対し勾留不承認事件を再審査することを請求する場合には、一級上の人民検察院は再審査請求意見書及び事件書類を受け取った日から15日以内に、検察長又は検察委員会が変更するか否かの決定を行うとともに、下級人民検察院及び公安機関に通知して執行させなければならない。原決定を変更すべき場合には、勾留承認決定書を別に作成しなければならない。必要な場合には、上級人民検察院は直接に勾留承認の決定を行い、下級人民検察院に通知して公安機関に送達して執行させることができる。

② 勾留不承認事件の再審査は、人民檢察院の勾留審査部門が行う。

第107条 人民檢察院が勾留不承認の決定を行い、かつ、公安機關に通知して補充捜査をさせる事件については、公安機關は補充捜査した後にもた再審査を提出した場合には、人民檢察院は公安機關に再度と勾留承認の請求を提出するよう建議しなければならない。公安機關がなお再審査を提出した場合には、人民檢察院はこれを受理しない。

第108条 公安機關が勾留承認を提出した事件については、勾留審査部門は勾留の承認、変更又は取消の状況を書面で当該檢察院の監獄等拘禁場所に駐在する檢察部門に通知しなければならない。

第二節 勾留決定の審査

第109条 人民檢察院は直接に受理する事件を処理するに当たって、被疑者を勾留する必要がある場合には、捜査部門がその作成した被疑者勾留意見書を事件書類とともに当該檢察院の勾留審査部門に送付しなければならない。被疑者がすでに逮捕されている場合には、捜査部門は逮捕後3日以内に事件を当該檢察院の勾留審査部門に移送しなければならない。特別の状況において、審査の移送の時間は1日ないし4日を延長することができる。

第110条 人民檢察院の勾留審査部門が当該檢察院の捜査部門から移送した勾留審査事件を受理する場合は、被疑者勾留意見書及び事件書類が完備しているか否かを審査しなければならない。

第111条 当該檢察院の捜査部門から移送した勾留審査事件については、被疑者がすでに逮捕されている場合には、檢察長又は檢察委員會は勾留審査部門の被疑者勾留意見書を受け取った日から7日以内に勾留か否かを決定しなければならない。被疑者が逮捕されていない場合には、檢察長又は檢察委員會は勾留審査部門の被疑者勾留意見書を受け取った日から15日以内に勾留か否かを決定しなければならない。重大で複雑な事件の場合は、20日を超えてはならない。

第112条 当該檢察院の捜査部門から移送された勾留審査の被疑者について、本規則第86条又は第87条の規定に該当し、檢察長又は檢察委員會が勾留を決定した場合には、勾留審査部門は勾留決定書と事件書類とともに捜査部門に移送して、さらに捜査部門は公安機關に通知して執行させる。必要な場合には人民檢察院は執行に協力することができる。

第113条 当該檢察院の捜査部門から移送された勾留審査の被疑者について、本規則第89条又は第90条の規定の事情があり、檢察長又は檢察委員會が勾留しないことを決定した場合には、勾留審査部門は不勾留決定を事件書類とともに捜査部門に移送しなければならない。被疑者が逮捕されている場合には、捜査部門は公安機關に通知して即時に釈放させなければならない。

第114条 勾留すべきなのに当該檢察院の捜査部門が勾留審査の被疑者を移送しない場合には、勾留審査部門は捜査部門に被疑者を移送する建議を提出しなければならない。建議が採用されない場合には、勾留審査部門は檢察長に報告して檢察委員會がこれを決定することができる。

第115条① 人民検察院が直接に立案して捜査する事件を処理するに当たって、被疑者を勾留した後、捜査部門は勾留の理由及び拘禁の場所を24時間以内に被勾留者の家族又はその所在する勤め先に通知しなければならない。

② 捜査に影響を与えるとの理由で24時間以内に通知することができない場合は、検察長の許可を受けて、その理由を事件書類に明記しなければならない。通知不能の場合は、検察長に報告するとともに、その理由を事件書類に明記しなければならない。

第116条① 勾留されている被疑者については、人民検察院の捜査部門は勾留後24時間以内に訊問を行わなければならない。

② 勾留すべきでないことを発見した場合は、検察長の許可を受けて勾留の決定を取り消し又はその他の強制措置に変更し、公安機関に通知して執行させなければならない。

③ 前項の規定に基づいて被疑者を釈放し又は勾留措置を変更する場合には、捜査部門は勾留審査部門にこれを通知しなければならない。

④ 第2項の規定に基づいて被疑者を釈放し又は勾留措置を変更した後に勾留を必要とすることを発見した場合は、改めて勾留手続を行わなければならない。

第117条 人民検察院が直接に捜査する事件を処理するに当たって、すでに不勾留の決定を下した後、被疑者を勾留する必要があることを発見した場合は、改めて勾留手続を行わなければならない。

第118条 上級人民検察院の決定した勾留を変更するか又は取り消す場合は、勾留を決定した人民検察院の同意を受けなければならない。

第119条 人民検察院が直接に立案して捜査する事件を処理するに当たって、捜査部門は勾留の決定、変更又は取消の状況を書面で当該検察院の監獄等拘禁場所に駐在する検察部門に通知しなければならない。

第六章 立 案

第一節 事件の受理

第120条 人民検察院は、本規則第二章に規定する当該検察院の管轄する通報、告訴、告発及び被疑者の自首を直接に受理する。当該検察院の管轄に属しない関係犯罪の通報、告訴、告発及び自首も、受理しなければならない。

第121条① 人民検察院の告発センターは、告発の手がかりを統一的に受理して管理する。当該検察院の検察長、その他の部門及び職員は、受け取った犯罪事件の手がかりを速やかに告発センターに移送し又は移転しなければならない。

② 関係する機関又は部門から人民検察院に移送された事件の手がかり、及び人民検察院の捜査部門が事件処理の過程において発見した手がかりについては、捜査部門が審査を行う。

第122条① 告発センターは、受理した告発の手がかりについて一件ごとに告発者並びに被告発者の基本的な状況、告発の主要な内容及び処理の状況を登録しなければならない。面会での告発及び電話での告発については、告発調書を作成しなければならず、

必要な場合は録音することができる。

② 自首については、自首調書を作成し、自首者は自首調書に毎頁に署名し又は押印しなければならない。

第123条 告発センターは、自分の氏名及び告発行為を公開したくない告発者に対して秘密を保守しなければならない。告発された者の勤め先又は告発された者に告発の資料を転送することを厳禁する。

第124条① 告発センターは、受理した告発の手がかりについて速やかに審査するとともに、告発手がかりの状況及び管轄の規定に基づいて7日以内に次の各号に掲げる手続によって処理する。

- 一 人民検察院の管轄に属しない場合は、関係する主管部門に移送するとともに、通報者、告訴者、告発者又は自首者に通知しなければならない。人民検察院の管轄に属しないにもかかわらず緊急措置を講じなければならない場合は、先に緊急措置を講じた後、主管機関に移送しなければならない。
 - 二 人民検察院の管轄に属する場合は、「最高人民検察院の人民検察院が捜査業務内部制約システムを改善することに関する若干の規定」第2条の規定に基づいて、告発の手がかりを分類して集団的に検討する。当該検察院の管轄に属する事件については、告発センターは内部の業務分担に基づいて当該検察院と関係する部門に移送して処理させる。下級人民検察院又はその他の人民検察院の管轄に属する事件については、告発センターがこれを管轄権のある人民検察院に移送する。
- ② 告発手がかりを移送する場合は、告発資料の原本を移送しなければならない。
- ③ 重要な告発の手がかりを移送する場合は、検察長の許可を受けなければならない。

第125条① 人民検察院は、直接に受理する重大な事件の手がかりについて、階級別の登録管理制度を実施する。県級、処級の幹部に関する重大な事件の手がかりについては、一律に省級人民検察院に報告して登録し、そのうち、疑われる犯罪の額が特に巨額であるか又は犯罪の結果が特に重い場合は、一級一級ごとに最高人民検察院に報告して登録する。庁級、局級以上の幹部の重大な事件の手がかりについては、一律に最高人民検察院に報告して登録する。

② 重大な事件の手がかりとは、法により人民検察院が直接に立案して捜査する県級及び処级以上の幹部が犯罪を犯した事件の手がかりのことをいう。

第126条① 重大な事件の手がかりの登録については、一件一件ごとに事件手がかりの登録表を作成しなければならない。登録は、受理した日から7日以内に行わなければならない。緊急の場合は、登録する前に速やかに報告しなければならない。

② 登録を受理した上級人民検察院は、登録の資料を速やかに審査し、異なる意見がある場合には、10日以内に審査の意見を登録請求の下級人民検察院に通知しなければならない。

第二節 初期の審査

第127条① 捜査部門は、告発センターから移送された告発手がかりを審査した後、

初期の審査を行うべきであると認めた場合には、検察長又は検察委員会が報告を受けてこれを決定する。

② 告発の手がかりに対する初期審査は、捜査部門が行う。性質が不明で分類しにくい事件の手がかりは、告発センターが初期審査を行うことができる。

第128条 告発の手がかりを初期審査する場合は、尋問、査問、検証、鑑定、証拠取調べ等のような審査対象に人身又は財産的権利を制限しない措置を執ることができる。審査の対象に強制措置を執ってはならず、審査対象の財産を差押え又は凍結してはならない。

第129条 捜査部門は、告発の手がかりを初期審査した後、審査結論報告書を作成しなければならない。次の各号に掲げる処理の意見を提出して、検察長が決定する。

- 一 犯罪事実があり、刑事責任を追及すべきであると認めた場合は、立案捜査の許可を請求すること。
- 二 次の事情の一つがある場合は、立案しないことを提案することができる。
 - 1, 犯罪事実はないと認めた場合。
 - 2, 事実が明らかでなく、証拠が不十分な場合。
 - 3, 刑事訴訟法第15条の規定する事情の一つがある場合。

第130条 人民検察院は、重大な事件の手がかりを初期審査した後処理状況について、その決定を行った日から10日以内に登録の範囲に基づいて上級人民検察院に登録しなければならない。上級人民検察院はその処理が不当であると認める場合には、その登録の資料を受け取った日から10日以内に下級人民検察院に通知して是正させなければならない。

第131条 捜査部門は、告発センターから移送された告発資料を受け取った後1箇月以内に処理の状況を告発センターに通知しなければならない。下級人民検察院が上級検察院から移送された告発資料を受け取った後3箇月以内に処理の状況を上級人民検察院の告発センターに通知しなければならない。期間内に通知しなかった場合には、告発センターは催促しなければならない。

第132条① 誤りの告発については、告発された者又は通報された者に悪い影響を与えた場合は、関係する部門に対し事実を説明するよう調査させなければならない。

② 誣告陷害の場合は、法によりその者に責任を追及しなければならない。

第三節 立案

第133条 人民検察院が事件を立案して捜査することを決定した場合は、立案決定書を作成しなければならない。

第134条① 人民検察院が被害者の告訴した事件について不立案の決定をした場合は、不立案通知書を作成するとともに、事件の概要及び事件の由来、不立案決定の理由及び法律的根拠を明記して、捜査部門が15日以内に告訴人に送達し、当該検察院の告訴申立検察部門に告知しなければならない。告訴人が不服とする場合は、不立案通知書を受け取った日から10日以内に申立てることができる。

② 不立案に対する申立ては、人民検察院の告訴申立検察部門が処理し、申立ての請

求書を受け取った日から30日以内に再審査の決定を行わなければならない。

③ 人民検察院は、犯罪を構成しないために不立案を決定したが、党の規律又は行政責任を追及すべき被告発者に対して、主管機関に移送して処理させなければならない。

第135条 人民検察院は、人民代表大会の代表に対し立案を決定するに当たっては、本規則第79条に規定する手続に基づいて当該代表の所属する人民代表大会主席団又は常務委員会に通告しなければならない。

第七章 捜 査

第一節 被疑者の訊問

第136条 被疑者の訊問は検察人員が行う。訊問するときは、検察人員が少なくとも2人でなければならない。

第137条① 勾留又は逮捕を必要としない被疑者については、検察長の許可を受けて、被疑者を召喚してその者の所在する市若しくは県内に指定する場所又はその者の住所で訊問することができる。

② 被疑者を訊問する場合は、被疑者に召喚通知書及び関係する証明書を提示するとともに、被疑者に対し召喚通知書に署名又は押印を命じなければならない。

本規則第35条第2項の規定は、被疑者の召喚にも適用する。

第138条 一回の召喚の持続時間は、最長12時間を超えてはならない。連続的な召喚の形で被疑者を拘禁してはならない。

第139条① 拘禁されている被疑者を召喚する場合は、召喚状を作成し看守所で訊問を行わなければならない。捜査業務の必要に基づいて、拘禁場所以外の場所で犯人、証拠、犯罪にかかわる追徴財物を、拘禁されている被疑者に拘弁別させるべき場合には、人民検察で被疑者を訊問することができる。

② 拘禁されている被疑者を人民検察院で訊問する場合は、検察長の許可を受け、2名以上の司法警察が護送しなければならない。

第140条 被疑者を訊問する場合は、まずその者の基本的な状況を訊問し、次に犯罪があるか否かを訊問し、有罪の事実又は無罪の弁解を陳述させてから、その者に質問を行わせなければならない。その者が提出した反対質問については詳しく調査して確認しなければならない。拷問による供述の強要、脅迫、誘引、欺瞞又はその他の不法な方法で供述を取得することを厳禁する。

第141条 聾啞者である被疑者を訊問する場合は、聾啞手話を通じる者を立ち合わせなければならない、その状況を事件調書に明記する。

第142条 被疑者を訊問することは、訊問調書を作成しなければならない。訊問調書は、筆跡が明らかで、具体的、詳細に、陳述のままに記載するほか、被疑者に確認させなければならない。読む能力のない者に対しては訊問調書を読み上げなければならない。記載には遺漏又は誤りのある場合は、これを補充し又は訂正しなければならない。被疑者が訊問調書には誤りのないと認めた場合は、被疑者に訊問調書の毎頁ごとに署名又は押印をさせなければならない。被疑者が署名又は押印を拒絶した場合は、訊問調書

に明記しなければならない。検察人員も訊問調書に署名しなければならない。

第143条 被疑者が自分で供述を自筆することを請求した場合は、検察人員が許可しなければならない。必要な場合には、検察人員は被疑者に供述を自筆させることもできる。

第144条 被疑者を訊問する場合は、同時に録音又は録画の記録方法を採用することができる。

第145条 検察人員は、第一回目の被疑者を訊問した後、又はその者に対し強制措置を執った日から、法律の相談、申立ての代理、告訴又は立保証の申請のために弁護士を依頼することができることを被疑者に告知するとともに、告知の状況を調書に明記しなければならない。

第146条① 拘禁されている被疑者が弁護士の依頼を請求した場合には、人民検察院はこれを調書に明記しなければならない。国家の秘密にかかわらない事件については、本規則第147条の規定に基づいて処理しなければならない。国家の秘密にかかわる事件については、人民検察院は3日以内に許可可否かの決定を行わなければならない。人民検察院が不許可を決定した場合は、被疑者に理由を説明しなければならない。

② 捜査の期間中において、被疑者は1名ないし2名の弁護士を依頼することができる。

第147条① 拘禁されている被疑者が弁護士を依頼する場合、弁護士事務所の名称又は弁護士の指名を指定して直接に依頼する場合には、人民検察院は被疑者の意向を速やかに当該弁護士事務所に伝達しなければならない、自分の友人を通じて弁護士を依頼する場合には、人民検察院はこの意向をその者の友人に伝達しなければならない。被疑者が弁護士の依頼を請求したにもかかわらず、具体的な依頼の対象及び依頼の代理者を指定していない場合には、人民検察院は当地の弁護士協会又は司法行政機関に通知して、その者のために弁護士を推薦させることができる。

② 依頼は書面又は口頭で提出することができる。口頭で提出した場合は、調書を作成し、被疑者が署名又は押印をさせなければならない。

第148条① 被疑者がすでに弁護士を依頼したが、人民検察院は捜査の過程において当該事件が国家の秘密にかかわる事件であることを発見した場合には、訴訟活動に暫時的に参加しないことを被疑者の依頼している弁護士に速やかに告知するとともに、被疑者に通知しなければならない。

② 被疑者が引き続き弁護士を依頼することを許可するか否かについては、本規則第146条第1項の規定を適用する。

第149条 捜査の期間中において、弁護士が同時に2人又は2人以上の同一事件の被疑者の依頼を受けて法律的援助を提供した場合には、人民検察は弁護士に拘禁されている被疑者との面会を手配してはならない。

第150条① 依頼された弁護士は、拘禁されている被疑者と面会するに当たって、前もって人民検察院に告知するとともに、人民検察院に被疑者の依頼書、弁護士執務証明書及び弁護士事務所紹介状を提出しなければならない。

② 捜査の期間中において、依頼された弁護士は拘禁されている被疑者との面会の事

項は、人民検察院の捜査部門が行う。

第151条① 国家の秘密にかかわらない事件について、弁護士が拘禁されている被疑者との面会を請求した場合には、人民検察院は48時間以内に面会の具体的な時間を手配しなければならない。横領賄賂犯罪等の重大で複雑な2人以上の共同犯罪事件については、5日以内に具体的な面会時間を手配することができる。

② 人民検察院が面会の時間を手配する場合は、事件の状況及び必要性に基づいて担当者を立ち合わせるか否かを決定しなければならない。担当者を立ち合わせないことを決定した場合は、面会証明書を発行しなければならない。依頼された弁護士は人民検察院の面会同意証明書をもって面会し、又は人民検察院の担当者への添付の下で被疑者と面会する。

第152条 国家の秘密にかかわる事件について、弁護士が拘禁されている被疑者と面会することを請求した場合には、人民検察院は事件の状況及び必要に応じて5日以内にその弁護士が拘禁されている被疑者と面会することを決定しなければならない。その弁護士と被疑者との面会を許可した場合は、本規則第151条の規定に基づいて処理する。

第153条① 依頼された弁護士が拘禁されている被疑者と面会する場合には、立ち合わせている検察機関の職員は監獄留置所及び関係機関の面会に関する規定をその弁護士に告知しなければならない。

② 依頼された弁護士が拘禁されている被疑者と面会する状況については、立ち合わせている検察機関の職員は調書を作成することができる。

第154条 弁護士が拘禁されている被疑者を尋問する内容が刑事訴訟法第96条の規定する範囲を超えた場合、又は監獄拘禁場所若しくは関係する機関の面会にかかわる規定に違反した場合は、立ち合わせている検察機関の職員はこれを制止し又は面会を中止させる権限を有する。

第155条 人民検察院は、弁護士が刑事訴訟において法律又は関係規定に違反する行為を発見した場合には、これを制止するとともに関係する弁護士管理部門に通告しなければならない。

第156条 本節にいう「国家の秘密にかかわる事件」とは、事件の内容又は事件の性質が国家の秘密に関わることを指す。

第二節 証人尋問及び被害者尋問

第157条① 人民検察院は、捜査の過程において証人を速やかに尋問するとともに、証言の権利及び義務を証人に告知しなければならない。

② 人民検察院は、事件の状況と関係する者又は事件の状況を知っているすべての公民が証拠を提供する客観的、十分な条件を保証するとともに、それらの者のために秘密を保守しなければならない。特別の事情を除いて、人民検察院は証人を調査に協力させることができる。

第158条 証人尋問は検察人員が行い、証人尋問のときは、検察人員が少なくとも2人でなければならない。

第159条① 証人尋問は、証人の所在する勤め先又は住所で行うことができる。検察

人員は人民検察院の証人尋問通知書及び検察人員身分証明書を提示しなければならない。必要な場合は、証人に通知して人民検察院で証言を提出させることができる。

② 証人尋問は、個別に行わなければならない。

第160条 証人尋問は、証人の基本的状況及び当事者との関係を尋ねるほか、ありのままに証拠及び証言を提供する場合、又は意図的に偽造し又は証拠を隠滅する場合に負うべき法律的責任を証人に告知しなければならない。ただし、証人に対しては事件の内容を漏出してはならず、拘禁、拷問、脅威、誘引、欺瞞又はその他の不法の方法で証言を取得してはならない。

第161条 18歳未満の証人を尋問する場合は、その法定代理人に通知して立ち合わせることができる。

第162条 本規則第141条ないし第142条の規定は、証人の尋問にも適用する。

第163条① 人民検察院は証人及びその近親者の安全を保障しなければならない。

② 尋問にかかわる証人のプライバシーについては、その秘密を保守しなければならない。

③ 証人又はその親族を脅威し、侮辱し、殴打し又は打撃報復し、犯罪になるか又は治安管理处罰を与えるべき場合は、公安機関に移送して処理しなければならない。情状が軽微である場合は、教育又は訓戒を与える。

第164条 被害者の尋問は、証人尋問の規定を適用する。

第三節 検証及び検査

第165条 検察人員は、犯罪に関する場所、物、人体、死体を検証し又は検査しなければならない。必要な場合は、検察技術人員を指定し又はその他の専門的知識を持つ者を招聘して、検察人員の主宰の下で検証又は検査を行うことができる。

第166条 検証又は検査は、検察長により発行された検証状又は検査状を持たなければならない。

第167条 検証する際には、人民検察院は事件と関係しない2名の立会人を招聘して立ち合わせなければならない。

第168条① 人民検察院が死因不明の死体に対し解剖を決定する場合には、死者の家族に通知して立ち合わせ、その解剖通知書に署名又は押印させなければならない。

② 死者の家族に正当の理由がなく、立合い又は署名若しくは押印を拒否した場合は、解剖の実施に影響しないが、その状況を解剖通知書に明記しなければならない。身元不明の死体で死者の家族に通知することができない場合は、調書に明記しなければならない。

第169条① 被害者又は被疑者の特徴、傷害の状況又は生理的状況を確定するために、検察人員は身体を検査することができる。

② 被疑者が検査を拒否した場合には、検察人員は必要ときには強制的に検査することができる。

③ 女子の身体を検査するときは、女性職員又は医師が行わなければならない。

第170条 検証及び検査の状況については、調書を作成して検証又は検査に参加する

者及び立会人が署名又は押印をしなければならない。

第171条① 事件の内容を明らかにするために、必要なときは、検察長の承認を経て、捜査実験を行うことができる。

② 捜査実験においては、危険を生じ、人格を侮辱し又は風紀を害するおそれのある行為は、すべて禁止する。

第172条 捜査実験は、必要なときには、関係人員を招聘しこれに参加させることができ、被疑者、被害者又は証人をこれに参加させることもできる。

第173条 捜査実験は、調書を作成し、捜査実験の条件、経緯及び結果を明記して、捜査実験に参加した人員が署名又は押印しなければならない。

第四節 捜 索

第174条 人民検察院は、関係する組織体及び個人に被疑者の有罪又は無罪を証明できる証拠を提出させる権限を持つ。

第175条 捜査人員は、犯罪の証拠を収集し、犯人を検挙するため、被疑者若しくは犯罪の証拠を隠匿する可能性のある者の身体、物品、住居、勤め先及びその他の関係ある場所について捜索をすることができる。

第176条 人民検察院は、捜索する前に、捜索される対象の基本的な状況、捜索の現場及び周囲の環境を確認して捜索の範囲及び重点を確定し、捜索人員の責任分担を明らかにしなければならない。

第177条 捜索は、検察人員の主宰の下で行わなければならない、司法警察が参加することができる。必要なときは、検察技術人員を指定しこれに参加させ、又は当地の公安機関若しくは関係ある組織体を招聘して協力させることができる。

第178条① 捜索は、捜索される者又はその家族に捜索状を提示しなければならない。

② 捜索状は検察長が発行する。

第179条 勾留又は逮捕を執行するに当たって緊急の状況に遭ったときは、捜索状によらなくても捜索することもできる。ただし、捜索した後、捜索人員は速やかに検察長に報告し、直ちに捜索手続を補完しなければならない。

第180条① 捜索するに当たって、捜索される者若しくはその家族、隣人又はその他の立会人が立ち合わせなければならない、捜索される者又はその家族に捜索妨害又は公務妨害が負うべき法律責任を説明しなければならない。

② 女子の身体を捜索するときは、女性の職員が行わなければならない。

第181条 捜索するに当たって、妨害に遭った場合は、強制的に捜索することができる。暴力又は脅迫の方法で捜索を妨害する場合についてこれを制止し又は司法警察がその者を現場から連行しなければならない。犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及しなければならない。

第182条 捜索は全面的、緻密的、速やかに行い、担当者を指定して捜索現場の動向を警備させなければならない。

第183条 捜索の人員は、規律を遵守し、指揮に服従し、法を文明的に執行しなけれ

ばならず、意図的に捜索現場の物品を損壊してはならない。押収された重要な証拠書類、証拠物、視聴資料及び置く場所について写真を摂らなければならない、かつ、関係ある状況を文字で説明し、必要なときは録画することができる。

第184条 捜索の状況については調査を作成し、検察人員、捜索された者、その家族、隣人及びその他の立会人が署名又は押印をしなければならない。捜索された者若しくはその家族が逃亡中であるか又は署名若しくは押印を拒否した場合は、その状況を調査に明記しなければならない。

第185条 人民検察院がその管轄区域以外で捜索を執行するに当たって、捜索人員は、捜索状、検察人員身分証明書、事件の主要な内容、捜索の目的及び要求等の内容の公文書を携帯して、当地の人民検察院と連絡しなければならない、当地の人民検察院は捜索の執行に協力しなければならない。

第五節 証拠物、証拠書類及び視聴資料の取調べ並びに押収

第186条 検察人員は、人民検察院の証明文書を持って関係ある組織体及び個人に被疑者の有罪又は無罪を証明できる証拠若しくは資料を収集することができ、必要に応じて撮影、録画、複写又は複製をすることもできる。国家の秘密にかかわる証拠については、秘密を保守しなければならない。

第187条① 人民検察院が事件処理において管轄区域以外の組織体又は個人から証拠物、証拠書類を収集する必要がある場合には、担当者は検察人員身分証明書、検察院の事件処理証明書及び関係ある法律文書を持って、速やかに当地の人民検察院と連絡し、当地の人民検察院はその業務の執行に協力しなければならない。

② 取り調べるべき証拠が比較的簡単な場合は、証拠の所在地の人民検察院に書簡を発送してその証拠を収集することができる。書簡で証拠を収集するときは、収集しようとする証拠の具体的な内容及び的確な所在場所を明記しなければならない。書簡で証拠を収集することに協力する人民検察院は担当者を派遣して収集の内容に基づいて証拠を収集しなければならない、書簡を受け取った日から1箇月以内に収集の結果を依頼する人民検察院に送達しなければならない。

第188条① 収集する証拠書類及び視聴資料は、原本でなければならない。原本を収集することが困難がある場合、又は秘密の理由で原本を収集することのできない場合には、謄本又は複写を収集することができる。

② 収集の証拠物は、原物でなければならない。原物を保管し又は運搬しにくい場合、法により被害者に返還すべき場合、又は秘密の原因で原物を収集することはできない場合は、現物を撮影し、録画することができ、原物の写真又は録画は原物の外形及び内容を反映しなければならない。

③ 証拠書類若しくは視聴資料の謄本又は複製品、証拠物の写真若しくは録画を収集するときは、原本又は原物を収集することはできない理由、作成の過程、原本若しくは原物の置く場所を説明する文書を付しなければならない、作成人員、原の証拠書類、視聴資料若しくは証拠物の所有者が署名又は押印をしなければならない。

第189条① 検証又は捜索において発見した被疑者の有罪又は無罪を証明できる各種

の文書、資料及びその他の物品については、これを押収しなければならない。事件に関係のないものは、押収してはならない。

② 事件と関係するか否かを確認できない文書、資料又はその他の物品については、これを押収することができるが、速やかに審査しなければならない。審査によって事件に関係のないことを明らかにした場合は、3日以内に返還しなければならない。

③ 所持者が押収すべき文書、資料又はその他の物品の提出を拒否した場合は、強制的に押収することができる。

第190条① 捜査人員は現場の立会人、押収物品の所持者とともに押収物を点検して現場で押収物の二部の目録を作成しなければならない。目録には文書、資料及びその他の物品の名称、型、規格、数量、品質、色、中古の程度及び欠陥の特徴等を記載し、検察人員、立会人及び所持者が署名又は押印をして、所持者に目録の一部を交付し、もう一部は調書に付する。所持者が署名又は押印を拒否した場合は、押収物品の目録に明記しなければならない。

② 押収される金、銀、宝石、文物、貴重な書画、禁制品及びその他の真偽を弁別できない貴重な物品については、現場で差し押さえないければならず、押収を執行する人員、立会人及び押収物の所持者は差し押さえた資料に署名又は押印をしなければならない。

第191条 押収すべきにもかかわらず移動することが不便な物品については、撮影又は録画をした後、押収物品の所持者に保管させることができ、押収物の二部の目録を別に作成し、目録に当該物品がすでに撮影され録画されたことを明記しなければならない。物品の所持者はこれを適切に保管しなければならない。移転、転売又は毀損をしてはならない。当該物品については、検察人員、立会人及び所持者が署名又は押印をし、目録の一部を物品の所持者に交付し、他の一部は写真又は録画テープとともに事件書類に付しなければならない。

第192条① 被疑者の郵便物、電報又は電子メールを押収するときは、検察長が承認しなければならない。電信通信機関又はネットワークサービス機構に通知して関係ある郵便物、電報又は電子メールを押収させなければならない。

② 引き続き押収する必要のない場合は、速やかに電信通信機関又はネットワークサービス機構に通知しなければならない。

第193条 人民検察院に押収された物品、文書、郵便物又は電報については、担当者を指定し適切に保管させ、使用、取り替え、毀損又は自ら処理を行ってはならない。審査によって事件に関係しないと認められるものについては、3日以内に押収を解除し、原物を所持者又は電信通信機関に返還しなければならない。

第六節 預貯金及び送金の査問又は凍結

第194条 人民検察院は、犯罪捜査の必要に応じて、関係規定に基づいて被疑者の預金又は送金を査問し又は凍結することができる。

第195条 検察機関が、銀行若しくはその他の金融機関又は電信通信機関に被疑者の預貯金又は送金を査問し又は凍結することを要求する場合は、検察長の許可を受けな

ればならず、銀行若しくはその他の金融機関又は電信通信機関に通知して執行させる。

第196条 被疑者の預貯金又は送金がすでに凍結されている場合には、人民検察院は重ねて凍結することはできない。ただし、検察機関は、関係ある銀行若しくはその他の金融機構又は電信通信機関が凍結の解除又は処理の決定を行う前にこれを人民検察院に通知することを要求しなければならない。

第197条 凍結した預貯金又は送金については、事件と関係のないことが明らかになった場合は、3日以内に凍結を解除しなければならない。

第198条 事件と関係する組織体の預貯金又は送金を査問し又は凍結する方法には、本規則第194条ないし第197条の規定を適用する。

第七節 鑑 定

第199条 人民検察院は、事件を解明するために事件を解決する専門的な問題について鑑定することができる。

第200条① 鑑定は、検察長の承認を受けて人民検察院における技術部門の鑑定資格を持つ人員が行う。必要なときは、その他の鑑定資格を持つ人員を招聘して行わせることができるが、その鑑定人の所在する組織体の同意を受けなければならない。

② 刑事訴訟法第28条及び第29条の回避すべき事情を有する場合は、鑑定人を担当することはできない。

第201条 人民検察院は、鑑定人が鑑定を行うために必要な条件を提供し、速やかに鑑定人に関係する資料及び対比のサンプルの原資料を送付し、鑑定と関係のある状況を紹介し、鑑定により解決される問題を明確に説明しなければならない。ただし、鑑定人に鑑定結果を強要し又は暗示してはならない。

第202条① 鑑定人は、鑑定した後、鑑定結果又は検査報告を行って署名又は押印をしなければならない。

② 数人の鑑定人の意見が違った場合は、鑑定結果に異なる内容及び理由を明記してそれぞれ署名又は押印しなければならない。

第203条 鑑定人が故意に虚偽の鑑定を行った場合は、法律責任を負わなければならない。

第204条 鑑定結果について、検察人員は審査しなければならない。必要なときは、補充鑑定又は再度鑑定の意見を提出し、検察長の承認を受けて補充鑑定又は再度鑑定を行うことができる。検察長は、補充鑑定又は再度鑑定を直接に決定することができる。

第205条① 証拠としての鑑定結果について、人民検察院の事件処理部門は被疑者及び被害者に告知しなければならない。被害者が死亡し又は訴訟能力が喪失した場合は、その法定代理人、近親者若しくは訴訟代理人に告知しなければならない。被疑者、被害者又は被害者の法定代理人、近親者若しくは訴訟代理人が請求を提出した場合は、検察長の承認を受けて補充鑑定又は再度鑑定を行うことができる。ただし、請求者側は鑑定費用を負担しなければならない。

② 被疑者、被害者又は被害者の法定代理人、近親者若しくは訴訟代理人に鑑定結果を告知する場合は、結果の部分のみ告知することができ、鑑定の過程等の内容を告知

しなくてもよい。

第206条 人民検察院は再度鑑定を行うに当たって鑑定人を別に指定し又は招聘しなければならない。

第207条① 身体傷害の医学的鑑定に争いがあることによって再度鑑定及び精神病の医学的鑑定を行う場合は、省級人民政府の指定する医院が行う。鑑定人が鑑定した後、鑑定結果を作成し、鑑定人が署名するとともに医院が公の印章を押さなければならない。

② 身体傷害の医学的鑑定に争いがあることによって行われるべき再度鑑定は次の各号に掲げる事情を含む。

- 一 同一の身体傷害に対し二つ以上の異なる鑑定結果があったために、人民検察院と公安機関、被疑者若しくは被害者との間、又は被害者と被疑者との間の意見が一致しておらず、人民検察院が再度鑑定を必要とすると認めた場合。
- 二 人民検察院は公安機関による身体傷害の医学的鑑定を事件認定の根拠とすることが不十分で、再度鑑定を行う必要がある場合。
- 三 人民検察院と公安機関、被害者若しくは被疑者との間、又は被害者と被疑者との間で、同一身体傷害の医学的鑑定に対する意見が一致しておらず、人民検察院が再度鑑定に必要があると認める場合。

第208条 人民検察院は、省級人民政府の指定する医院が行った鑑定結果が事件を認定する根拠にならないと認めた場合には、省級人民政府の指定するその他の医院を別に指定し、再度鑑定又は補充鑑定を行わなければならない。

第209条 被疑者に対する精神病鑑定を行う時間は、拘禁期間及び事件処理の期間に算入しない。

第八節 弁 別

第210条① 事件を解明するため、必要なときには、検察人員は被害者、証人又は被疑者に犯罪と関係する物品、文書又は死体を弁別させ、被害者又は証人を被疑者に弁別させ、又は被疑者をその他の被疑者に弁別させることもできる。

② 被疑者を弁別する場合は検察長の承認を受けなければならない。

第211条 弁別は検察人員の主宰の下で行わなければならない。弁別する前に、弁別人に対して弁別される者又は物の具体的な特徴を詳しく尋ねなければならない。弁別人に弁別される者又は物を見せることを禁止する。意図的に虚偽の弁別をした場合に負うべき法律責任を弁別人に告知しなければならない。

第212条 数人の弁別人が同一の被弁別者又は同一の物品を弁別するときは、弁別人ごとに単独で行わなければならない。必要なときは、立会人が現場に立ち会うことができる。

第213条① 弁別するとき、被弁別目的物をその他の人員又は物品の中に混ぜ、弁別人にいかなる暗示も行ってはならない。

② 被疑者を弁別するときには、被弁別者の人数は少なくとも5人でなければならない。被弁別の写真は少なくとも5枚でなければならない。

③ 物品を弁別するときには、同種類の物品は少なくとも5件でなければならない、写真は少なくとも5枚でなければならない。

第214条 弁別の状況は、調書を作成し、弁別に参加した関係ある人員が署名又は押印をしなければならない。

第215条 人民検察院が弁別を主宰するときは、公安機関に参加又は協力を要請することができる。

第九節 指名手配

第216条 人民検察院が直接に受理する事件を捜査するに当たって、勾留すべき被疑者又は勾留された被疑者が逃亡した場合は、検察長の承認を経て、指名手配を決定することができる。

第217条 各級人民検察院は、その管轄区域において被疑者を指名手配する必要がある場合は直接に指名手配を決定することができ、その管轄区域以外で被疑者を指名手配する必要がある場合は決定権を持つ上級人民検察院が決定する。

第218条 人民検察院は、指名手配通知書及び指名手配者の写真、身分、特徴及び事件概要を公安機関に送達して、公安機関が指名手配令状を発布し指名手配者を追跡し捕まえる。

第219条 人民検察院は、公安機関に積極的に協力し、指名手配の執行状況を監督しなければならない。

第220条 勾留すべき被疑者が海外へ逃亡した場合は、最高人民検察院に報告して、国際刑事警察組織の中国国家総局と関係する国に共助を要請するか又はその他の法律に規定するルートを通じて捕まる。

第一〇節 捜査の終結

第221条 被疑者を勾留した後捜査拘禁期間は、2箇月を超えてはならない。基層人民検察院、分院、州市の人民検察院及び省級人民検察院が直接に立案して捜査した事件については、事件状況が複雑で、期限内に終結することはできない場合は、上級人民検察院の承認を受けて1箇月延長することができる。

第222条① 基層人民検察院、分院、州及び市の人民検察院が直接に立案して捜査する事件で、交通不便な辺鄙地区での重大で複雑な事件、重大な犯罪集団事件、放浪中の重大で複雑な事件及び広範囲にわたる立証の困難な重大で複雑な事件である場合には、本規則第221条に規定する期限内に捜査を終結することはできないときは、省、自治区又は直轄市の人民検察院の承認を受けて2箇月を延長することができる。

② 省級人民検察院が直接に立案して捜査する事件で、前項の事情による場合は、2箇月を延長することを直接に決定することができる。

第223条① 基層人民検察院、分院、州若しくは市の人民検察院は、その直接に立案して捜査する事件について、被疑者に対し10年以上懲役の刑に処せられる可能性のある場合には、本規則第222条の規定により拘禁期限内になお捜査を終結することもできないときは、省、自治区又は直轄市の人民検察院の承認を受けてさらに2箇月を延長する

ことができる。

② 省級人民検察院は、直接に立案して捜査する事件について前項の事情による場合には、2箇月を延長することを直接に決定することができる。

第224条 最高人民検察院は、直接に立案して捜査する事件について刑事訴訟法の規定により捜査拘禁期間の延長を必要とする場合には、捜査拘禁の期間を延長することを直接に決定することができる。

第225条① 公安機関は、捜査拘禁期限の延長を必要とする場合には、捜査拘禁期限が満了した日から7日以内に同級人民検察院に捜査拘禁期間延長意見書を移送して、事件の主要な内容及び捜査拘禁期間延長の具体的な理由を明記しなければならない。

② 人民検察院がその直接に立案して捜査する事件について、その捜査部門は捜査拘禁期間の延長の必要があると認める場合は、前項の規定に基づいて当該検察院の勾留審査部門に捜査拘禁期間延長の意見書及び関係資料を移送しなければならない。

第226条① 人民検察院が捜査拘禁期間の延長を承認し又は決定する場合は、勾留審査部門が行う。

② 事件を受理した人民検察院の勾留審査部門は、捜査拘禁期間延長の意見を審査した後、捜査拘禁期間延長に同意するか否かの意見を提出し、検察長が決定して、捜査拘禁期間を延長する理由及び当該検察院の審査意見書を決定権を持つ人民検察院に移送してそれが決定しなければならない。決定権を持つ人民検察院は捜査拘禁期間が満了する前に捜査拘禁期間を延長するか否かの決定を行わなければならない。事件を受理した人民検察院の勾留審査部門を通じて公安機関又は当該検察院の捜査部門に送達する。

第227条 特別の事由で、比較的長い時間にわたり裁判に付することができない特に重大で複雑な事件については、最高人民検察院は全国人民代表大会常務委員会に報告し、その審理の延期承認を受けなければならない。

第228条① 人民検察院が捜査の期間中において被疑者に別の重大な犯行があることを発見した場合は、本規則第221条の規定により発見した日から捜査拘禁期間を改めて起算する。

② 別の重大な犯行とは、勾留時の犯行と異なる種類の重大な犯罪、又は罪名の認定、量刑の幅に影響を与えるおそれがある同種の重大な犯罪を指す。

第229条 人民検察院が捜査拘禁期間を改めて起算するに当たって、捜査部門は捜査拘禁期間を改めて起算する意見書を当該検察院の勾留審査部門に移送して審査させなければならない。勾留審査部門が審査した後、捜査拘禁期間を改めて起算するか否かの意見を提出して、検察長はこれを決定する。

第230条 公安機関が捜査拘禁期間を改めて起算することを請求する登録は、勾留審査部門が行う。勾留審査部門は、捜査拘禁期間を改めて起算するとの公安機関の請求が不当であると認める場合には、検察長が是正意見を決定するとともに、公安機関に通知して是正させなければならない。

第231条 人民検察院が直接に立案して捜査する事件については、法定の捜査拘禁期間内に捜査を終結することはできる場合は、法により被疑者を釈放し又は強制措置を変更しなければならない。

第232条 人民検察院の監獄等拘禁場所に駐在する検察部門は当該検察院が直接に立案して捜査する事件に対して捜査拘禁期限を超えたことを発見した場合には、是正する意見を提出して検察長に報告しなければならない。

第233条 人民検察院が捜査拘禁期間の延長又は捜査拘禁期間の起算を承認し又は決定した場合には、勾留審査部門は書面で当該検察院の監獄等拘禁場所に駐在する検察部門に告知しなければならない。

第234条① 捜査を経て、犯罪事実が明らかにし、証拠が確実で十分であり、法により刑事責任を追及しなければならない事件については、捜査人員は捜査終結報告書を作成するほか、起訴意見書を作成しなければならない。

② 犯罪の情状が軽微で、刑法の規定により刑を科する必要があるか又は刑を免除する事件については、捜査人員は捜査終結報告書を作成するほか、不起訴意見書を作成しなければならない。

③ 捜査終結報告書、起訴意見書及び不起訴意見書は、捜査部門の責任者が審査して検察長が承認する。

第235条 起訴意見書又は不起訴意見書を提出する場合には、捜査部門は起訴意見書又は不起訴意見書をその他の事件書類とともに当該検察院の起訴審査部門に移送しなければならない。国家又は集団の財産が損害を受けた場合には、公訴を提起するとともに、附帯民事訴訟を提起する意見書を提出することができる。

第236条① 上級人民検察院が捜査を終結する事件で、刑事訴訟法の規定により下級人民検察院が公訴を提起し又は不起訴を行うべき場合は、検察委員会の決定、捜査終結報告書を事件書類及び証拠とともに下級人民検察院に移送して、下級人民検察院の捜査部門は上級人民検察院検察委員会の決定に基づいて作成する起訴意見書又は不起訴意見書を当該検察院の起訴審査部門に移送する。

② 下級人民検察院の起訴審査部門は、事件を補充捜査すべきと認めた場合には、当該検察院の捜査部門に差戻して補充捜査を行わせることができる。

③ 下級人民検察院は、上級人民検察院の決定に誤りがあると認める場合には、上級人民検察院に申立てを提出することができ、上級人民検察院はその決定を維持する場合は、下級人民検察院が執行しなければならない。

第237条① 捜査の過程において次の各号に掲げる事情の一つを発見した場合は、検察人員が事件取消意見書を作成しなければならず、捜査部門の責任者が審査して検察長又は検察委員会が事件の取消を決定する。

- 一 刑事訴訟法第15条に規定する事情の一つがある場合。
- 二 犯罪事実はなく、刑法の規定により刑事責任を負わず、又は犯罪にならない場合。
- 三 犯罪事実があるにもかかわらず、被疑者により行われた犯行でない場合。

② 共同犯罪事件について、前項の規定に該当する被疑者がいる場合は、当該被疑者に対する立案を取り消さなければならない。

第238条 事件を取り消す決定は、被疑者の勤め先及び被疑者にそれぞれ送達しなければならない。被疑者が死亡した場合は、被疑者の勤め先に送達しなければならない。

被疑者が拘禁されている場合は、釈放通知書を作成し、公安機関に通知して釈放させなければならない。

第239条 人民検察院は、事件を取り消すに当たって、被疑者の違法所得に対して次の各号に掲げる事情に基づいて適当に処理しなければならない。

- 一 被疑者が死亡したために事件を取り消した場合は、凍結されている被疑者の預貯金又は送金を没収するか又は被害者に返還しなければならない。この場合は、人民法院の裁定を請求して凍結の執行機関に通知して国庫に納めさせるか又は被害者に返還させることができる。その他の理由で事件を取り消した場合は、凍結の執行機関に直接に通知して国庫に納めさせるか又は被疑者に返還させる。
- 二 人民検察院に押収されている被疑者の違法取得を没収する必要がある場合は、検察院は建議を提出して主管機関に移送して処理させなければならない、被疑者に返還すべき場合は、直接被疑者に返還する。

第240条① 人民検察院が直接に立案して捜査する共同犯罪の事件について、他の共犯者である被疑者が逃亡しており、拘禁されている被疑者の犯罪事実が明らかになり、証拠が確実で十分である場合は、この被疑者については、本規則第234条の規定により起訴審査又は不起訴審査をそれぞれ移送しなければならない。

② 他の共犯者が逃亡しており、拘禁されている被疑者の犯罪事実を明らかにすることはできない場合は、この被疑者については事件の事情により捜査拘禁期間の延長、強制措置の変更又は強制措置の解除を請求しなければならない。

第241条① 捜査の過程において、被疑者が長期的に逃亡しており有効な措置を執ってもなお検挙できない場合、又は被疑者が精神病若しくはその他の重い病気にかかっており訴訟能力が喪失したために訊問を受けられない場合は、検察長の承認に基づいて捜査を中止する。捜査中止の理由又は条件が消滅した場合は、検察長の決定に基づいて捜査を再開しなければならない。

② 捜査中止の期間中、被疑者が拘禁されており捜査拘禁期間を延長する条件に該当する場合は、法により捜査拘禁期間を延長しなければならない、捜査拘禁期限が満了した場合は、法により立保証又は居住監視へ変更しなければならない。

第242条 人民検察院が直接に立案して捜査する事件について、被疑者に立保証、居住監視、逮捕又は勾留の措置を執っていない場合には、捜査部門は立案した2年以内に起訴審査、不起訴又は事件の取消の意見を提出しなければならない、被疑者が立保証、居住監視、逮捕又は勾留の措置を執られている場合には、捜査部門は強制措置を解除し又は取り消した後1年以内に起訴審査、不起訴又は事件取消の意見を提出しなければならない。

第243条 人民検察院が直接に立案して捜査する事件について、事件を取り消した後、新たな事実又は証拠を発見して犯罪事実があり刑事責任を追及すべきと認めた場合には、立案して捜査を改めて行わなければならない。

第八章 起訴審査

第一節 受理

第244条① 人民検察院は、公安機関が移送した起訴審査の事件について7日以内に審査を行わなければならない。

② 公安機関が起訴を移送した事件を審査する期間は、人民検察院の起訴審査の期間に算入する。

第245条 人民検察院は、公安機関が起訴審査を移送した事件について、起訴意見書を受け取った後、検察人員を指定して次の各号に掲げる内容を審査させなければならない。

- 一 事件が当該検察院の管轄に属するか否か。
- 二 起訴意見書及び事件書類は具備しているか否か、事件書類の製本及び移送は関係の要求及び規定に該当するか否か、訴訟文書及び技術的鑑定資料は単独で製本しているか否か。
- 三 証拠として使用する実物は事件とともに移送されたか否か、移送された実物は物品の目録と一致しているか否か。
- 四 被疑者は確保されているか否か、強制措置が執られている状況。

第246条① 審査を経た後、受理の条件に該当する場合は、起訴審査事件を受理する登録表を作成しなければならない。

② 起訴意見書及び事件書類が具備しているにもかかわらず、証拠として使用する実物が移送されていないか又は移送された実物が物品の目録と一致していない場合は、公安機関に3日以内に補充することを要求しなければならない。事件書類の製本は規定の要求に適合していない場合は、公安機関に改めて分類して製本した後に移送させることを要求しなければならない。

③ 被疑者が逃亡中である場合は、被疑者を確保した後に起訴審査を移送するよう公安機関に要求しなければならない。

④ 共同犯罪における一部の被疑者が逃亡中である場合は、逃亡の被疑者を確保した後に別に起訴審査を移送し、確保されている被疑者についての起訴審査を正常どおりで行うことを公安機関に要求しなければならない。

第247条 人民検察院の起訴審査部門は、当該検察院の捜査部門から移送された起訴審査の事件について本規則第244条ないし第246条の規定により処理する。

第248条① 各級人民検察院が公訴を提起する事件については、人民法院の裁判管轄と対応しなければならない。

② 人民検察院は、同級公安機関から移送された起訴審査の事件を受理した後、上級人民法院が管轄すべき第一審事件であると認める場合には、審査報告書を作成し、事件書類とともに一級上の人民検察院に移送するほか、起訴審査を請求する公安機関に通知しなければならない。同級のその他の人民法院が管轄すべき第一審事件であると認める場合には、審査報告書を作成し、事件書類とともに管轄権を持つ人民検察院に移送するか

又は共同の上級人民検察院に管轄を指定させ、起訴審査を請求した公安機関に通知しなければならない。

③ 上級人民検察院は、同級の公安機関の移送した起訴審査の事件を受理した後、人民法院の管轄に属しないと認める場合には、下級人民検察院に直接に移送して審査させ、下級人民検察院はその同級人民法院に公訴を提起するほか、起訴審査を請求した公安機関に通知しなければならない。

④ 1人で数罪を犯した事件、共同犯罪の事件及びその他の合併審理すべき事件については、そのうちの1人又は一罪が上級人民検察の管轄に属する限り、全部の事件は上級人民検察院が起訴審査を行う。

第二節 審 査

第249条① 人民検察院は、移送された起訴審査の事件を受理するに当たって検察員又は検察長の承認を経て検察員を代行する補佐検察員が行うことができ、検察長自らが行うこともできる。

② 事件処理の人員は、事件を受け取った後、調書を閲覧して審査し、閲覧の調書を作成しなければならない。

第250条 人民検察院は、移送された起訴事件を審理するに当たって、次の各号に掲げる内容を審査しなければならない。

- 一 氏名、性別、国籍、生年月日、職業及び勤め先等の被疑者の身元は明らかになったか否か。
- 二 犯罪の事実及び情状は明らかになったか否か、犯罪性質及び罪名を認定した意見は正確であるか否か、法定の重い処罰、軽い処罰、刑の軽減又は刑の免除の情状があるか否か、共同犯罪事件の被疑者は犯罪活動における責任の認定は適当であるか否か。
- 三 証拠資料は事件とともに移送されたか否か、移送できない証拠の目録、複製品、写真又はその他の証明書類は事件とともに移送されたか否か。
- 四 証拠は確実で十分であるか否か。
- 五 犯行又はその他の刑事責任を追及すべき者は遺漏されたか否か。
- 六 刑事責任を追及すべきでない事情があるか否か。
- 七 附帯民事訴訟があるか否か、国家の財産又は集団の財産が損害を受けた場合は人民検察院が附帯民事訴訟を提起すべきであるか否か。
- 八 執られている強制措置は適当か否か。
- 九 捜査活動は合法か否か。
- 一〇 犯罪と関係する財物及びその果実は押収又は凍結されているか否か、確認のために適切に保管しているか否か。被害者の合法的な財産の返還は適当か否か、禁制品又は長期に保存できない物品の処理は適当か否か、移送された証明文書は具備しているか否か。

第251条① 人民検察院は、事件を審査するに当たって被疑者を訊問しなければならない。被害者、被疑者及び被害者の依頼人の意見を聴取しなければならない。

② 訊問及び意見聴取は2名以上の事件担当者が行い、調書を作成しなければならない。

第252条 被害者、被疑者又は被害者の依頼人の意見を聴取することが困難な場合は、被害者、被疑者又は被害者の依頼人に書面通知を送達し、それらの者に書面の意見を提出させることができる。指定された期限内に意見を提出していない場合は、調書にこれを明記しなければならない。

第253条 被疑者訊問、被害者尋問及び証人尋問を行うに当たっては、それらの者が起訴段階において享有する訴訟上の権利をそれぞれに告知しなければならない。

第254条① 人民検察院は、被疑者又は被害者に対し医学的鑑定を行うべきと認める場合には、公安機関に要求して行わせなければならない。必要な場合は、人民検察院が行うか、又は鑑定の資格を持つ医学機関に移送して行わせることができる。

② 人民検察院自らは被疑者又は被害者に対し医学的鑑定を行うに当たって、公安機関を招いて職員を派遣しこれに参加させることができる。必要なときは、医学機構又は専門的な鑑定機関における鑑定資格を持つ人員をこれに参加させることもできる。

第255条① 起訴を審査するに当たって、被疑者が精神病にかかっている可能性のある場合には、人民検察院は本規則の関係する規定により被疑者に鑑定を行わなければならない。

② 被疑者の弁護士又は近親者が被疑者が精神病にかかっている可能性があることを理由とし被疑者に鑑定を行う請求を提出した場合には、人民検察院は本規則の関係する規定により被疑者に鑑定を行うことができるが、鑑定の費用は請求側が負担する。

第256条 人民検察院は、事件を審査するときに公安機関の検証又は検査に対し再度検証又は再度検査を行うべきと認めた場合には、公安機関の再度検証又は再度検査を要求しなければならない。人民検察院は職員を派遣しこれに参加させることができ、人民検察院自らが再検証又は再検査を行い、公安機関の職員をこれに参加させることができ、必要なときは専門的な技術人員を招聘して参加させることもできる。

第257条① 人民検察院は、鑑定結果に疑問がある場合には、専門知識を持つ者又は鑑定機構を指定するか若しくは招聘して、事件における専門的な問題について補充鑑定又は再鑑定を行うことができる。

② 起訴審査部門は、起訴審査の事件における専門的な技術問題に関わる証拠資料について審査を行うべきである場合は、検察技術人員又はその他の専門知識を持つ人員に送付して審査を指せることができる。検察技術人員又はその他の専門的な知識を持つ人員は審査してから審査の意見書を作成しなければならない。

第258条 人民検察院は、証拠物、証拠書類、視聴資料、検証調書又は検査調書に疑問がある場合には、証拠物、証拠書類、視聴資料、検証調書若しくは検査調書を取得し又は作成した状況を提出することを捜査人員に要求することができる。必要なときは、証拠物、証拠書類若しくは視聴資料を提供した人員を尋問し調書を作成するほか、証拠物、証拠書類又は視聴資料を技術的鑑定することができる。

第259条 人民検察院は、証人の証言調書に疑問があるか又は証人に対する尋問が具体的に若しくは遺漏があると認めた場合には、証人を尋問するほか調書を作成する

ことができる。

第260条 起訴審査部門は、審査により被疑者を勾留すべきであると認めた場合には、本規則第五章第二節の規定を参照して勾留審査部門に移送しなければならない。

第261条① 事件処理の担当者は、事件を審査した後、事件審査意見書を作成し、起訴、不起訴又は附帯民事訴訟提起の意見を提出して、起訴審査部門の責任者の審査を経て、檢察長又は檢察委員会に報告しこれらが決定しなければならない。

② 檢察長は、起訴審査の事件を処理するに当たって、起訴又は不起訴を直接に決定することができる。ただし、本規則に規定する檢察委員会の決定を経るべき場合はこの限りでない。

第262条 公安機關の移送した起訴審査事件について、被疑者に違法犯罪行為がないことを発見した場合は、書面で理由を説明して事件書類を公安機關に差戻さなければならない。犯罪事実が被疑者によって行われなかったことを発見した場合は、書面で理由を説明し事件書類を公安機關に差戻して、改めて捜査することを公安機關に建議しなければならない。被疑者が勾留されている場合は、勾留の決定を取り消し、公安機關に通知して直ちに釈放しなければならない。

第263条 起訴審査部門は、当該檢察院の捜査部門から移送された起訴審査事件について、本規則第262条に規定する事情の一つがあることを発見した場合には、当該檢察院の捜査部門に差戻して事件を取り消すことを建議しなければならない。

第264条 人民檢察院は、公安機關から移送された事件を審査した後人民法院が判決を下す前に、法廷に提出する必要な証拠を補充する必要があると認める場合には、書面で公安機關にこれを提供することを要求することができる。

第265条① 不法な方法で証拠を収集することを厳禁する。拷問による供述の強要、脅迫、誘引又は欺瞞等の不法な方法で収集した被疑者の供述、被害者の陳述及び証人の証言は、犯罪を立証する根拠とされてはならない。

② 人民檢察院の起訴審査部門は、審査するに当たって捜査人員が不法な方法で被疑者の供述、被害者の陳述又は証人の証言を収集したことを発見した場合には、是正する意見を提出しなければならない。捜査機關に別の捜査人員を派遣させて改めて証拠を収集させるよう要求しなければならない。必要なときは、人民檢察院は自ら証拠を収集することもできる。

③ 捜査機關が別の捜査人員を派遣せず改めて証拠を収集しなかった場合は、法により捜査機關に差戻して補充捜査を行わせることができる。

第266条 人民檢察院は、犯罪事実が明らかでなく、証拠が不十分で、犯行又は同一事件の被疑者が遺漏された等の事情があり、補充捜査を必要とすると認める場合には、具体的な書面意見書を提出し、事件書類とともに公安機關に差戻して補充捜査をさせなければならない。人民檢察院自らが捜査することができ、必要なときは公安機關の協力を要求することもできる。

第267条 人民檢察院の起訴審査部門は、当該檢察院の捜査部門から移送された起訴審査事件を審査した後、犯罪事実が明らかでなく、証拠が不十分で、犯行又は同一事件の被疑者が遺漏された等の事情があり補充捜査を必要とすると認める場合には、捜査部

門に補充捜査の書面意見書を提出させ、事件の書類とともに捜査部門に差戻して補充捜査をさせなければならない。

第268条① 公安機関に差戻して補充捜査をさせた事件については、1箇月以内に補充捜査を終結しなければならない。

② 補充捜査は、二回を限度とする。

③ 補充捜査が終わって起訴審査に移送した後、人民検察院は改めて起訴審査の期間を起算する。

④ 人民検察院の起訴審査部門が当該検察院の捜査部門に差戻して補充捜査させる期間及び回数については、前項の規定を準用する。

第269条 起訴審査中において人民検察院自らが捜査することを決定した場合は、起訴期限内に捜査を終結しなければならない。

第270条 人民検察院は、公安機関に差戻して第二回目の補充捜査を行う事件について、起訴審査において新たな犯罪事実を発見した場合には、公安機関に移送し立案して捜査させなければならない。すでに明らかにした犯罪事実については、法により公訴を提起しなければならない。

第271条 起訴審査の期間において管轄を変更した事件について、変更した後人民検察院は、刑事訴訟法第140条第2項の規定に該当する場合は、受理した原人民検察院を通じて捜査した原公安機関に差戻して補充捜査をさせることができ、自らが捜査することもできる。管轄を変更する前後の補充捜査の総回数は、合計二回を超えてはならない。

第272条① 人民検察院は、移送した起訴審査の事件について1箇月以内に決定を行わなければならない。重大で複雑な事件については、1箇月以内に決定を行うことはできない場合には、起訴審査部門は検察長に報告しその承認を経て15日を延長することができる。

② 人民検察院が起訴を審査する事件について管轄を変更した場合は、変更した後人民検察院が事件を受け取った日から起訴審査の期間を起算する。

③ 人民検察院の監獄等拘禁場所に駐在する検察部門は、当該検察院の起訴審査の事件が起訴審査の期限を超えたことを発見した場合には、是正する意見を提出し、検察長に報告しなければならない。

第273条① 起訴の審査において、被疑者が逃亡したか、又は精神病若しくはその他の重い病気にかかっているために訊問を受けることはできず訴訟能力が喪失した場合には、人民検察院は審査を中止することができる。

② 共同犯罪における一部の被疑者が逃亡中である場合は、逃亡中の被疑者に対し審査を中止することができる。ただし、その他の被疑者に対する起訴審査は通常どおり行わなければならない。

③ 審査を中止する場合には、事件処理の担当者は意見を提出し、当該部門の責任者が審査し、検察長が決定しなければならない。

④ 審査中止の決定を取り消す必要がある場合は、前項の規定を参照して処理する。

第274条 人民検察院は、起訴審査の期間において押収又は凍結された被疑者の財物

及びその果実を事後の確認のために適切に保管しなければならない。

第275条 追徴された財物における被害者の合法的な財産について、法廷で開示する必要のない場合は、速やかに被害者に返還しなければならないが、被疑者に返還物品の目録に署名又は押印をさせるほか、返還の理由を明記し、その目録及び写真を事件書類に付さなければならない。

第276条 追徴された財物における禁制品又は長期的に保存できない物品については、国家の関連規定により処理し、目録、写真及び処理の結果を事件書類に付さなければならない。

第277条① 起訴審査の期間中において被疑者が死亡した場合は、法により被疑者の預金及び送金を没収するか又は被疑者に返還しなければならないときは、人民法院に請求して、裁定で被疑者の預金又は送金を凍結している金融機関に通知して国庫に納めるか又は被害者に返還することができる。

② 人民検察院は、被疑者の預金又は送金を処理するために人民法院の裁定を請求する場合には、人民法院に事件と関係する資料を移送しなければならない。

第278条 起訴審査部門は、事件を処理するに当たって本規則に規定する捜査措置及び手続を適用することができる。

第三節 起 訴

第279条① 人民検察院は、事件を審査した後、被疑者の犯罪事実が明らかになり、証拠が確実で十分であり、法により刑事責任を追及しなければならないと認めた場合には、起訴を決定しなければならない。

② 次の各号に掲げる事情の一つがある場合は、犯罪事実が明らかであるとみなす。

- 一 単一行の事件で、明らかにされた事実により罪の確定及び量刑には十分であり、又は罪の確定及び量刑と関係する事実がすでに明らかにされたが、罪の確定及び量刑に影響しない事実を立証することはできない場合。
- 二 数個の犯行の事件で、一部の犯行がすでに明らかにされて起訴の条件に該当するが、その他の犯行を立証することはできない場合。
- 三 犯罪の道具又は赃物を探すことはできないが、被告人に対し罪の確定及び量刑を証明できるその他の証拠がある場合。
- 四 証人の証言、被疑者の供述及び弁解、被害者の陳述の内容における主要な情状が一致しているが、罪の確定に影響しない個別の情状と一致していない場合。

③ 前項第2号の事情に該当する場合は、すでに明らかにされた犯行をもって起訴しなければならない。

第280条 人民検察院は、公安機関が起訴を移送した事件を処理するに当たって、起訴審査に移すべき共犯者である被疑者が遺漏されたことを発見した場合には、起訴の移送を補充することを公安機関に建議しなければならない。犯罪事実が明らかで、証拠が確実で十分である場合には、人民検察院は直接に起訴することもできる。

第281条① 人民検察院は、起訴を決定した場合には、起訴状を作成しなければならない。

② 起訴状は次の各号に掲げる主要な内容を含む。

一 被告人の基本的な状況には氏名、性別、生年月日、出生地、身分証明書の番号、民族、学歴、職業、勤め先、職務及び住所、刑事処罰を受けたか否かの状況、執られた強制措置の状況及び拘禁されている被告人の拘禁場所等が含まれる。組織体犯罪の場合には、組織体の名称、所在場所、法定代理人又は代表の氏名、職務等が含まれ、刑事責任を負うべき「直接責任を負う主管人員及びその他の直接責任者」である場合は、この被告人の基本的状況を含む。

二 事件の内容及び事件の由来。

三 事件の事実には、犯罪の時間、場所、経緯、手段、動機、目的、危害の結果等のような、罪の確定及び量刑に関係する事実要素がある。起訴状に叙述する犯罪事実の必要な要素は、明確でなければならない。被告人が起訴された数個の犯罪事実は、一つ一つごとに列挙しなければならない、同じ犯罪手段での同一犯罪については包括的に叙述することができる。

四 起訴の根拠及び理由には、刑法の該当条項、犯罪の性質、法定の軽い処罰、刑の軽減又は重い処罰の条件、共同犯罪における各被告人が負うべき罪責等がある。

③ 被告人の真の氏名又は住所を確認することはできない場合は、あだ名、自称した氏名及び年齢により起訴状を作成し、起訴状に明記しなければならない。被告人の自称した氏名が他人の名誉又は道徳風紀を害するおそれのある場合は、被告人に番号を作って番号で起訴状を作成するほか、起訴状に被告人の写真を付しなければならない。

第282条① 人民検察院は、公訴を提起した事件について人民法院に起訴状、証拠目録、証人名簿並びに主要な証拠の複写及び写真を移送しなければならない。

② 起訴状は同じ格式で8部であり、1名の被告人が増えると、起訴状を5部追加する。

③ 証人名簿には起訴前に提供した証言の証人名簿が含まなければならない。証人名簿には証人の氏名、年齢、性別、職業、住所、連絡先が明記されなければならない。人民検察院は、出廷しない証人を決定する場合には出廷しない理由を説明しなくてもよい。

④ 証拠目録は、起訴前に収集した証拠の目録でなければならない。

⑤ 被害者の氏名、住所及び連絡先、押収又は凍結された被告人の財物及びその置かれている場所、被告人に対して執られた強制措置の種類及び拘禁の場所等については、人民検察院は起訴状に明記しなければならない、その資料を別に移送することを要しない。そのうち、被害者のプライバシーにかかわるか又は被害者の人身的安全を保護するために起訴状に被害者の氏名、住所、連絡先を記載することが適当でない場合は、これらの資料を別に人民法院に移送することができる。

⑥ 鑑定結果、検証調書及び検査調書がすでに主要な証拠としてその複写を移送した場合は、鑑定人、検証調書の作成者又は検査調書作成者の氏名がすでに掲載されているので、別に移送しなくてもよい。

第283条① 人民検察院が具体的な事件を起訴する場合には、事件処理の担当者は、本条規定の範囲及び各証拠の具体的な事件に対する実際的な証明能力に基づいて「主要

な証拠」の範囲を確定する。

② 主要な証拠は、犯罪の構成要件を認定する事実に必要な作用を果たす罪の確定及び量刑に重要な影響を与える証拠である。

③ 主要な証拠には次の各号に掲げる証拠が含まれる。

- 一 起訴状に記載する各種の証拠種類における主要な証拠。
- 二 数個の同一種類の証拠のうち「主要な証拠」と確定された証拠。
- 三 法定の量刑情状としての自首、功績、累犯、中止、未遂及び正当防衛に関連する証拠。

④ 主要な証拠が証拠書類、証人証言調書、被害者陳述調書、被告人の供述若しくは介解の調書、鑑定書又は検証調書である場合は、そのうちの被告人が犯罪を構成することに関係する部分のみを複写してもよい。主要な証拠が鑑定書である場合は、鑑定結果の部分のみ複写してもよい。

第284条① 人民法院が、人民検察院の起訴した事件の関係資料が刑事訴訟法第150条に規定する条件に該当しないと認め、補充資料を提供する書面の意見書を人民検察院に提出した場合には、人民検察院は通知を受け取った日から3日以内に補充資料を提供しなければならない。

② 補充資料の提供を求める人民法院の要求が刑事訴訟法第150条に規定する範囲を超えた場合、又は補充資料を提供する要求が不当である場合には、人民検察院は人民法院に理由を説明し、人民法院に公判を要求しなければならない。必要ときは、人民検察院は刑事訴訟法第169条の規定に基づいて人民法院に是正するよう意見を提出しなければならない。

第285条 公訴提起後公判前に、人民検察院は自らが補充収集した証拠資料について、刑事訴訟法第150条の規定に基づいて、関係ある証人の名簿、証拠の目録並びに主要な証拠の複写及び写真を人民法院に移送しなければならない。

第四節 不起訴

第286条① 人民検察院は、補充捜査に差戻した事件について証拠がなお不十分で起訴の条件に達していないと認める場合には、検察委員会の討論及び決定を経て、不起訴の決定を行うことができる。

② 不起訴の決定を行う前には、事件状況に基づいて法定の範囲内に補充捜査の回数を確定しなければならない。

③ 次の各号に掲げる事情の一つがあり、被疑者が犯罪を構成し刑事責任を追及すべきであることが確定されない場合は、証拠が不十分で起訴の条件に該当しないとされる。

- 一 罪の確定のために使用しようとする数個の証拠の間に疑問があり、取調べによってもこれを確認することができない場合。
- 二 犯罪構成要件の事実を証明する必要な証拠に欠ける場合。
- 三 罪の確定のために使用しようとする数個の証拠の間の矛盾を合理的に排除することができない場合。

四 証拠により導かれた結論には他の可能性が存在している場合。

第287条 人民検察院は、刑事訴訟法第140条第4項の規定により不起訴を決定するに当たって、新たな証拠を発見して起訴の条件に該当したと認める場合には、公訴を提起することができる。

第288条 人民検察院は、刑事訴訟法第15条の規定する事情の一つに該当する場合には、検察長の決定を経て不起訴の決定を行わなければならない。

第289条 人民検察院は、犯罪の情状が軽微で、刑法の規定により刑を科する必要があるか又は刑を免除する場合には、検察委員会の討論及び決定を経て、不起訴の決定を行うことができる。

第290条① 人民検察院は、不起訴を決定した後、不起訴決定書を作成しなければならない。

② 不起訴決定書には次の各号に掲げる主要な内容が含まれる。

一 不起訴とされた者の基本的な状況には、氏名、生年月日、出生地、民族、学歴、職業、住所、身分証明書番号、刑事処罰を受けたか否かの状況、逮捕又は勾留の期日及び拘禁の場所等がある。

二 事件の内容及び事件の由来。

三 事件の事実には、不起訴とされた者が犯罪を構成することを否定し又は起訴した事実、及び不起訴決定の根拠とする事実がある。

四 不起訴の根拠及び理由には不起訴の決定を適用する法律の条項が明記される。

五 関係事項の告知。

第291条① 人民検察院は、不起訴を決定した事件について、事件の事情により不起訴とされた者に訓戒を与え、反省書を作成させ、又は謝罪若しくは損失の賠償を命じることができる。

② 不起訴とされた者に行政処罰又は行政処分を与えることが必要である場合、又は不法取得を没収することが必要である場合には、人民検察院は検察意見書を提出しなければならない。不起訴決定書とともに関係主管機関に移送して処理させなければならない。

第292条 人民検察院が刑事訴訟法第140条第4項又は第142条第2項により直接に立案して捜査した事件について不起訴を決定した後、起訴審査部門は不起訴決定書謄本及び事件審査報告書を一級上の人民検察院に報告して登録しなければならない。

第293条 人民検察院は、不起訴を決定した事件で捜査中において押収又は凍結された財物について押収又は凍結を解除する必要がある場合には、書面で押収又は凍結を決定した機関又はその執行機関に通知して解除させなければならない。

第294条① 不起訴の決定は人民検察院が公開的に宣告し、不起訴の決定を公開的に宣告する活動が調書に明記されなければならない。

② 不起訴決定書は、公開的に宣告する日から発効する。

第295条 不起訴決定書は、被害者又はその近親者若しくは訴訟代理人、不起訴とされた者及びその勤め先に送達しなければならない。送達の場合は、不起訴の決定を不服とするときには不起訴決定書を受け取った日から7日以内に一級上の人民検察院に申し

立てることができ、又は申立てを経ず直接に人民法院に起訴することもできることを、被害者又はその近親者若しくは訴訟代理人に告知しなければならない。また、不起訴の決定を不服とする場合には不起訴決定書を受け取った日から7日以内に人民検察院に申し立てることができることを、刑事訴訟法第142条第2項の規定により不起訴とされた者に告知しなければならない。

第296条 公安機関が起訴を移送した事件については、人民検察院は不起訴を決定した場合には、不起訴決定書を公安機関に送達しなければならない。

第297条① 公安機関が不起訴の決定に誤りがあると認めて再審査を請求した場合には、人民検察院の起訴審査部門は検察人員を別に指定して審査を行わせ、審査の意見を提出し、起訴審査部門の責任者の審査を経て、検察長又は検察委員会が決定しなければならない。

② 人民検察院は、再審査意見書を受け取った日から30日以内に再審査の決定を行い、公安機関に通知しなければならない。

第298条① 一級上の人民検察院は、公安機関の不起訴再審査意見書を受け取った後、起訴審査部門に移送して審査を行わせなければならない。起訴審査部門は検察人員を指定して審査を行わせ、審査の意見を提出して、起訴審査部門の責任者の審査を経て、検察長又は検察委員会が決定する。

② 一級上の人民検察院は、再審査意見書を受け取った日から30日以内に決定を行い、再審査決定書を作成するとともに請求を提出した公安機関及び下級の人民検察院に移送しなければならない。再審査を経て下級の人民検察院による不起訴決定を変更した場合には、下級人民検察院による不起訴決定を取り消して下級人民検察院に執行させなければならない。

第299条① 被害者が人民検察院の不起訴決定を不服とする場合は、決定書を受け取った日から7日以内に不起訴を決定した人民検察院の一級上の人民検察院に申し立てることができ、一級上の人民検察院の告訴申立て部門は立案して再審査を行わなければならない。

② 被害者が不起訴を決定した人民検察院に申立てを提出した場合は、決定した人民検察院は申立ての資料を事件書類とともに一級上の人民検察院に移送しなければならない。

第300条 被害者が人民検察院の不起訴決定を不服とし、不起訴決定書を受け取った日から7日以内に申立てを提出した場合は、不起訴を決定した人民検察院の告訴申立て部門が受理し、審査を経て立案するかを決定する。

第301条① 一級上の人民検察院は、被害者の不服申立てを再審査して、3箇月以内に再審査の決定を行わなければならない。事件が複雑な場合は、最長で6箇月を超えてはならない。

② 告訴申立て部門は、再審査の意見を提出しなければならない。検察長が再審査の決定を行う。

③ 再審査決定書は、被害者及び不起訴を決定した人民検察院に送達しなければならない。

④ 上級人民検察院は、再審査により起訴の決定を行った場合には、下級人民検察院の不起訴決定を取り消さなければならず、下級人民検察院に公訴を提起させ、再審査の決定を起訴審査の請求した公安機関に送達しなければならない。出廷して公訴を維持することは、起訴審査部門が行う。

第302条 人民検察院は、被害者が不起訴とされた事件が直接に起訴されているとの人民法院の受理通知書を受け取った後、再審査を終止し、不起訴決定の根拠とした資料を人民法院に移送しなければならない。

第303条① 不起訴とされた者が、人民検察院の刑事訴訟法第142条第2項の規定に基づいて不起訴決定を不服とし、不起訴決定書を受け取った日から7日以内に申立てを提出した場合は、不起訴を決定した人民検察院の告訴申立て部門が立案して再審査を行う。不起訴とされた者が不起訴決定書を受け取った7日後に申立てを提出した場合には、告訴申立て部門は再審査可否かを決定する。

② 人民検察院の告訴申立て部門は、審査を経て再審査の意見書を提出しなければならない。不起訴の決定を維持すべきと認める場合には、検察長は再審査をすべきか否かを決定する。不起訴の決定を取り消して公訴を提起すべきと認める場合には、再審査意見書を検察長を通じて検察委員会に交付し、検察委員会が決定する。

③ 再審査決定書は不起訴とされた者に送達しなければならない。不起訴の決定を取り消した場合、又は不起訴の事実若しくは法律的根拠を変更した場合は、起訴の審査を請求した公安機関及び当該検察院の関係部門にも送達しなければならない。

④ 人民検察院は、不起訴決定を取り消して公訴の提起を決定した後、事件を起訴審査部門に交付して公訴を提起させなければならない。

第304条 被害者又は不起訴とされた者が不起訴の決定を不服とし申立てを提出した場合は、申立書を提出し、申立ての理由を明記しなければならない。被害者又は不起訴とされた者が書く能力のない場合は、口頭で申立てを提出することもでき、人民検察院は口頭で提出した申立てに基づいて調書を作成しなければならない。

第305条 人民検察院は、不起訴の決定に確かに誤りがあり起訴の条件に達していると認めた場合には、不起訴の決定を取り消して公訴を提起しなければならない。

第306条 最高人民検察院は、地方各級人民検察院の起訴及び不起訴の決定について、上級人民検察院は下級人民検察院の起訴及び不起訴の決定について、誤りがあることを発見した場合には、これを取り消すか又は下級人民検察院に是正することを命じなければならない。

第五節 簡易手続の提起

第307条 法により3年以下の懲役、拘留、管制又は単独な罰金に処せられる可能性のある公訴事件については、事実が明らかで、証拠が十分であり、検察長が簡易手続を適用することを決定した場合は、人民法院に簡易手続の適用を建議しなければならない。

第308条 人民法院が当該事件に簡易手続を適用する必要があると認め人民検察院に書面での建議を提出した場合には、人民検察院は10日以内に同意か否かを回答しなければ

ばならない。

第309条 人民検察院と人民法院とのいずれかは簡易手続の適用が適当でないと認める場合には、普通の手続を適用しなければならない。

第310条 簡易手続を適用する事件については、人民検察院は法定に検察人員を派遣しなくてもよい。

第311条 人民検察院は、簡易手続で公訴事件の審理を建議し又はこれに同意した場合には、人民法院に全部の事件書類及び証拠資料を移送しなければならない。

第312条 次の各号に掲げる事情の一つがある場合には、人民検察院は簡易手続の適用に同意することができない。

- 一 法により3年以上の懲役に処せられる可能性がある場合。
- 二 事件の事実又は証拠には争いがある場合。
- 三 比較的複雑な共同犯罪の事件。
- 四 被告人が罪を犯したか否か、何の犯罪になるかについて争いがある場合。
- 五 被告人が普通手続の適用を請求した場合。
- 六 被告人が盲人又は聾啞者である場合。
- 七 弁護人が無罪の弁護を行う場合。
- 八 その他簡易手続を適用することが適切でない場合。

第313条 人民法院が、簡易手続で審理する公訴事件について、簡易手続を適用することが適切でないと認め公訴事件の第一審普通手続により改めて審理することを決定した場合には、人民検察院は検察人員を派遣して法廷に出席させなければならない。

第314条 普通手続に変更して審理する事件については、人民法院は事件の全部書類及び証拠資料を人民検察院に差戻さなければならない。人民検察院の起訴審査の期限は、人民法院から差戻された関係資料を受け取った日から起算しなければならない。

第六節 弁護及び代理

第315条① 人民検察院は、起訴審査の資料を受け取った日から3日以内に弁護人を依頼する権利を持つことを被疑者に告知しなければならない。

② 告知は口頭又は書面で行うことができる。口頭で告知する場合は調書に明記し告知される者が署名しなければならず、書面で告知する場合は送達のお知らせを事件調書に付しなければならない。

③ 拘禁されている被疑者が弁護人を依頼することを請求した場合には、人民検察院はその者が委託する事項を被疑者の指定する者に通知しなければならない。

第316条① 人民検察院は、事件を審査するに当たって、被疑者が刑事訴訟法第32条に規定する弁護の権利を行使することを保証しなければならない。ただし、次の各号に掲げる者は、依頼されて弁護人を担当してはならない。

- 一 執行猶予又は刑罰が宣告されて執行が満了していない者。
- 二 法により人身の自由が剥奪され又は制限されている者。
- 三 行為無能力者又は制限行為能力者。
- 四 当該事件と利害関係がある者。

五 人民法院，人民檢察院，公安機關，國家安全機關又は監獄の現職の職員。

六 外国人又は無国籍人。

② 前項第4号ないし第6号の者が被疑者の近親者又は監護人であり，被疑者が弁護人としてその者を依頼した場合には，人民檢察院は許可することができる。ただし，前項第1号ないし第3号の事情のある場合はこの限りでない。

③ 弁護士，人民団体，被疑者の勤め先が推薦した公民，被疑者の監護人，親戚又は友人が，依頼を受けて弁護人を担当した場合には，人民檢察院はそれらの者の身分証明書及び弁護依頼書を確認しなければならない。

第317条① 1名の被疑者は1名ないし2名の弁護人を依頼することができる。

② 共同犯罪の事件については，1名の弁護人は2名以上の同一事件の被疑者に弁護を担当してはならない。

③ 弁護士が訴訟代理人を担当するときは，同一事件における2名以上の被疑者の依頼を同時に受けて刑事訴訟活動に参加してはならない。

第318条① 人民檢察院は，起訴審査の資料を受け取った日から3日以内に，被害者及びその法定代理人又は近親者，附帯民事訴訟の当事者及びその法定代理人又は近親者に対し，訴訟代理人を依頼することができることを告知しなければならない。

② 告知は口頭又は書面で行うことができる。口頭で告知する場合は調書を作成し，告知された者が署名しなければならない。書面で告知する場合は送達受領書を事件種類に付しなければならない。告知不能の場合は，事件種類に明記しなければならない。

③ 被害者に法定代理人がある場合はその法定代理人に告知し，法定代理人のない場合はその近親者に告知しなければならない。

④ 法定代理人又は近親者が2人以上である場合は，そのうちの1人へのみ告知することができ，告知するときは刑事訴訟法第82条第3号及び第6号に規定する優先順位に基づいて行わなければならない。

第319条① 人民檢察院は，起訴の審査において，依頼されている弁護士が当該事件の訴訟文書及び技術的鑑定資料を閲覧し，抜き書きし又は複写することを許可しなければならない。

② 訴訟文書には，立案決定書，逮捕状，勾留決定請求書，勾留決定書，勾留状，搜索状及び起訴意見書等の立案，強制措置，捜査措置又は起訴審査を請求するために作成した手続的文書が含まれる。

③ 技術的鑑定資料には，法医鑑定，司法精神病鑑定及び証拠物の技術的鑑定等を鑑定する資格を持つ人員が身体，物品及びその他の証拠資料を鑑定して作成した鑑定状況及び鑑定結果を記載する文書が含まれる。

第320条① 弁護士でない弁護人が，訴訟文書又は技術的鑑定資料を閲覧し，抜き書きし又は複写すること，又は拘禁されている被疑者と面会し又は手紙交換することを人民檢察院に請求した場合には，人民檢察院は請求を受け取った日から3日以内に請求者の弁護人資格を審査して許可するか否かの決定を行い請求者に書面で通知しなければならない。

② 請求者が弁護人の資格を持たない場合には，人民檢察院は不許可を行わなければ

ならない。

③ 次の各号に掲げる事情の一つがある場合には、人民検察院は不許可することもできる。

- 一 同一事件の被疑者が逃亡中である場合。
- 二 事件の事実が明らかでなく、証拠が不十分であるか、又は犯行若しくは同一事件の被疑者が遺漏されて補充捜査を行うべき場合。
- 三 国家の秘密にかかわる場合。
- 四 供述の口裏合わせ、証拠隠滅、証拠偽造又は証人の人身の安全を害するおそれがある場合。

第321条 弁護士でない弁護人が、拘禁されている被疑者と手紙を交換する場合には、人民検察院は信書を人民検察院に移送して検査することを拘禁機関に要求することができる。

第322条① 弁護士又はその他の弁護人は、当該事件の訴訟文書及び技術的鑑定資料を閲覧し、抜き書きし又は複写するときには、起訴審査部門に申請書を提出しなければならない。起訴審査部門は申請を提出した弁護士又はその他の弁護人に対し身分を証明できる資料及び訴訟依頼の証明資料を提出させなければならない。

② 起訴審査部門は、申請を受け取った後に申請の内容に応じてスケジュールを手配しなければならない。当日に手配できない場合は、申請者に理由を説明するとともに、3日以内に確定された期日を申請者に告知しなければならない。

③ 訴訟文書及び技術的鑑定資料を閲覧し、抜き書きし又は複写する場合は、文書室内で行わなければならない。

第323条① 弁護士が、被告人の提供した証人、又はその他の組織体若しくは個人から証拠を収集し又は取り調べるよう人民検察院に申請した場合には、人民検察院は証拠収集に必要があると認めるとき、その証拠を収集し又は取り調べることができる。

② 人民検察院が弁護士の申請により証拠を収集し又は取り調べるときには、申請者を立ち会わせることができる。

第324条 弁護士が、被害者若しくはその近親者又は被害者の提供した証人から当該事件と関係する資料を収集するよう人民検察院に要求した場合には、人民検察院は申請を受け取った日から7日以内に許可可否かの決定を行い、申請者に通知しなければならない。

第325条 弁護士は、訴訟代理人を担当する場合には人民検察院の許可を受けて訴訟文書及び技術的鑑定資料を閲覧し、抜き書きし又は複写することができ、当該事件と関係する資料を収集し又は取り調べることに必要がある場合には本規則第323条及び第324条の規定を準用する。

第326条① 訴訟代理人は、訴訟文書及び技術的鑑定資料を閲覧し、抜き書きし又は複写する場合、又は当該事件と関係する資料を収集し又は取り調べる場合には、被代理者の署名又は押印を有する委託書を人民検察院に提出しなければならない。

② 訴訟代理人は、当該事件の訴訟文書及び技術的鑑定資料を閲覧し、抜き書きし又は複写する場合には、本規則第319条及び第320条の規定を準用する。

第327条 人民検察院の起訴審査部門が当該検察院の捜査部門から移送した起訴審査事件を受理することは、本章に規定する手続に基づいて行う。

第九章 出 廷

第一節 第一審法廷への出席

第328条① 公訴を提起した事件については、人民検察院は検察人員を派遣して国家の公訴人の身分をもって第一審法廷に出席させて公訴を維持しなければならない。ただし、簡易手続を適用するために検察人員が出廷しないことを決定した場合はこの限りでない。

② 公訴人は、検察長、検察員又は検察長の承認を受けて検察員の職務を代行する補佐検察員の1人又は数人が担当しなければならない。公訴人には記録を担当する書記官を配置する。

第329条① 公訴を提起した後に管轄を変更した事件については、公訴を提起した原人民検察院は本規則第248条の規定に照らして事件を裁判管轄と対応する人民検察院に移送する。

② 移送を受け取った人民検察院が当該事件を再度審査する場合には、起訴審査の期間は、刑事訴訟法第138条第2項の規定を参照して事件を受け取った日から起算する。

第330条 公訴人は、人民法院が開廷審理を決定した後、次の各号に掲げる準備を行わなければならない。

- 一 事件の状況を熟知し、証拠の状況を把握すること。
- 二 当該事件と関係する法律及び政策上の問題を検討すること。
- 三 裁判にかかわる専門的知識を充実すること。
- 四 被告人訊問、証人尋問及び鑑定人尋問の計画、証拠の読み上げ、開示及び放送の計画、質問の計画。
- 五 公訴の意見を作成し、弁論の綱要を準備すること。

第331条 公訴人は、法廷において次の各号に掲げる活動を行わなければならない。

- 一 起訴状を読み上げ、国家を代表して犯罪を起訴し、被告人に対し法により裁判を与えることを人民法院に請求すること。
- 二 被告人を訊問すること。
- 三 証人、被害者及び鑑定人を尋問すること。
- 四 証拠物を開示し、証拠書類、出廷していない証人の証言調書、鑑定人の鑑定結果、検証調書、検査調書及びその他の証拠とする文書を読み上げ、法廷に証拠とする視聴資料を提出すること。
- 五 証拠及び事件の状況について意見を発表し、被告人又は弁護人の弁護意見に対し答弁を行い、公訴の意見を全面的に述べて、正しくない弁護意見を反駁すること。
- 六 訴訟参加者の合法的な権利を維持すること。
- 七 法廷での事件審理には法定の訴訟手続に違反する状況があるか否かの状況を記録すること。

八 法によりその他の訴訟活動を行うこと。

第332条 法廷の審理において、公訴人は被告人にかかわる有罪、罪の重いか又は軽い証拠を法廷に客観的、かつ公正に提供しなければならない。

第333条 公訴人が、被告人訊問、証人尋問、被害者尋問、鑑定人尋問、証拠物の開示、又は証拠書類若しくは出廷していない証人の証言調書の読み上げ等は、次の各号に掲げる事実を中心に行わなければならない。

- 一 被告人の身元。
- 二 起訴された犯罪事実が存在するか否か、犯罪事実が被告人により行われたか否か。
- 三 犯行を実行した時間、場所、方法、手段及び結果、並びに被告人の犯行後の行動。
- 四 犯罪集団又はその他の共同犯罪において参加者の各自の地位及び負うべき責任。
- 五 被告人の責任能力、故意か過失、行為の動機及び目的。
- 六 法により刑事責任を追及すべきでない状況、法定の重い処罰、刑の軽減及び刑の免除の情状。
- 七 犯罪の客体及び犯行道具の主要な特徴、犯罪と関係する財物の由来、数量及び所在。
- 八 被告人が起訴された犯罪事実の全部又は一部を否認した根拠及び理由。
- 九 罪の確定及び量刑に関するその他の事実。

第334条 法廷の審理において、次の各号に掲げる事実について証拠で証明しなくてもよい。

- 一 一般人でも知っている常識的な事実。
- 二 人民法院の確定判決が確定され、かつ、裁判監督手続に基づいて再審されていない事実。
- 三 法律及び法規の内容並びに適用の事実、裁判員の職務上で知るべき事実。
- 四 法廷での審理において異議のない手続にかかわる事実。
- 五 法律に規定する推定事実。

第335条① 被告人訊問及び証人尋問の際には、陳述又は証言の客観的真実に影響を与える可能性のある誘導又は他の不適当な訊問又は尋問を避けなければならない。

② 弁護人が、被告人又は証人に対し誘導的又は不適当な訊問若しくは尋問を行い、陳述又は証言の客観的真実に影響を与える可能性のある場合には、公訴人は裁判長にこれを制止することを要求するか又は当該陳述又は証言を採用しないよう要求することができる。

③ 共同犯罪事件の被告人に対する訊問及び証人に対する尋問は、個別に行わなければならない。

④ 被告人と証人が同一事実についての陳述に矛盾があり、対質の必要がある場合には、公訴人は、関係ある被告人及び証人を召喚して法廷で対質するよう法廷に請求することができる。

⑤ 未成年者である被告人又は証人を訊問し又は尋問する場合は、未成年者の特徴に

応じて行わなければならない。

第336条① 被告人の公判での陳述と捜査又は起訴審査での供述とが一致しているか、又は一致していない部分が罪の確定及び量刑に影響を与えない場合は、被告人の供述調書を読み上げなくてもよい。

② 被告人の公判陳述と捜査又は起訴審査での供述とが一致しておらず、罪の確定又は量刑に影響を与える可能性がある場合は、被告人の供述調書を読み上げることができる。調書における被告人の供述内容を中心に被告人を訊問し又はその他の証拠を提出してこれを証明することができる。

第337条① 証人を出廷させる場合には、証人を出廷させる通知は人民法院が行う。

② 人民法院の通知を受けても出廷していない証人の証言調書については、公訴人は法廷でこれを読み上げなければならない。証人の証言調書に疑問があり、証人が出廷して陳述する必要がある場合には、公訴人は審理の延期を請求しなければならない。証人の出廷は人民法院が再度通知する。

第338条① 証人が法廷で陳述した証言について、公訴人は裁判長の確定した順位により証人に質問しなければならない。公訴人はまず証人に対し知っている事件と関係する事実について連続して陳述するよう要求しなければならない。証人が連続して陳述した後、公訴人は裁判長の許可を受けて証人に対して質問を行うことができる。

② 証人が連続して陳述することができない場合には、公訴人は直接に質問することもできる。

③ 証人に質問するときは、証言における遺漏、矛盾、明確でない部分及び争いのある内容について、罪の確定及び量刑と密接な関係する事実に着目して行わなければならない。

④ 質問は一问一答の形式をもって、簡潔で明確に質問しなければならない。

⑤ 証人が虚偽の陳述を行った場合には、質問を通じて明らかにしなければならない。必要なときは、証人の捜査又は起訴審査段階で提出した証言調書を読み上げ、又はその他の証拠を開示し又は読み上げることによって証人を尋問することができる。

⑥ 当事者、弁護士及び訴訟代理人が証人に質問した後、公訴人は証人の回答の状況に応じて裁判長の許可を受けた上で、証人を再度質問することができる。

⑦ 鑑定人に対する尋問には、本条の規定を準用する。

第339条 法院の通知を受けても出廷していない被害者の陳述調書、鑑定人の鑑定結果、検証調書、検査調書及びその他の証拠とする文書については、公訴人は法廷で読み上げなければならない。

第340条① 公訴人は、法廷で証拠物を開示するときには、当該証拠物で証明しようとする内容、入手の状況について要約して説明するほか、当事者及び証人等に証拠物の主要な特徴を尋ねて弁別させなければならない。

② 証拠書類を読み上げるときは、証拠書類で証明しようとする内容、入手の状況について要約して説明するとともに、当事者及び証人に証拠書類の主要な特徴を質問して弁別させなければならない。当該証拠書類が技術的鑑定された場合は、鑑定書を読み上げなければならない。

第341条 法廷の審理において、手続に関する事実と争いがある場合は、関係する訴訟文書、捜査若しくは起訴審査活動の調書を開示し又は読み上げなければならない。

第342条 公訴人は、公判の状況及び必要に応じて、開廷前に人民法院に移送した証拠目録以外の証拠を開示し又は読み上げることができる。被告人及び弁護人が弁護の準備のために一定の時間を必要とする場合には、公訴人は合議廷に延期審理を建議することができる。

第343条 搜索、検証、検査等の捜査活動において作成した調書に争いがあり、捜査の担当者又は搜索、検証、検査等の活動に参加した立会人が出廷して関係状況を陳述する必要がある場合には、公訴人は合議廷にそれらの者に通知して出廷させることを建議することができる。

第344条 法廷審理の過程において、合議廷が証拠に疑問があると認め、又は人民法院が弁護人及び被告人の申請により人民檢察院の捜査又は起訴審査に収集された被告人の無罪又は罪の軽い証拠資料を要求した場合は、人民檢察院は人民法院の証拠取調要求決定書を受け取った日から3日以内にその証拠資料を移送しなければならない。要求された資料がない場合は、人民法院に事情を説明しなければならない。

第345条 合議廷が、法廷審理の過程において証拠に疑問があると認め、かつ、休廷後に検証、検査、押収、鑑定、査問又は凍結を行う場合には、人民檢察院は法により監督を行い、以上の活動に違法な状況があることを発見した場合には是正する意見を提出しなければならない。

第346条 人民法院が弁護士の申請により収集し若しくは取り調べた証拠、又は合議廷が休廷した後に自らが収集した証拠は、法廷で弁別及び質問を経なければこれを判決の根拠とすることができない。法廷で弁別及び質問を経ないままに、その証拠を判決の根拠として直接に採用した場合には、人民檢察院は是正する意見を提出しなければならない。判決を言い渡した場合には、法により抗訴を提起しなければならない。

第347条① 公訴人は、法廷の審理において裁判長の許可を経て取り調べている証拠及び事件の状況について意見を發表することができ、被告人及び弁護人と弁論することもできる。公訴人は、証拠取調べが終わった後、総合的な意見を發表しなければならない。

② 法廷の弁論において、公訴人と被害者又は訴訟代理人の意見とが一致していない場合には、公訴人は被害者及び訴訟代理人の意見を真剣に聴取して自分の意見及び理由を述べなければならない。

第348条 法廷の審理において次の各号に掲げる事情の一つがある場合には、公訴人は法廷に審理の延期を要求しなければならない。

- 一 事実が明らかでなく、証拠が十分でなく、犯行若しくは同一事件の被疑者が遺漏されたことを発見し、補充捜査又は証拠の補充を必要とする場合。
- 二 犯行又は同一事件の被疑者が遺漏された事を発見して補充捜査又は証拠の補充を必要としないにもかかわらず、起訴を追加するか又は変更する必要がある場合。
- 三 開廷の前に人民法院に提出しなかった名簿に記載していない証人若しくは鑑定人、又は人民法院の通知を経ても出廷していない証人に通知して法廷で陳述させ

る必要がある場合。

第349条① 法廷が審理の延期を宣告した後、人民検察院は補充捜査の期限内に人民法院に法廷審理を回復するか又は起訴を撤回することを請求しなければならない。

② 公訴人が法廷審理の過程において提出する審理の延期建議は、二回を超えてはならず、一回の審理の延期期間は1箇月を超えてはならない。

第350条① 裁判の過程において、法廷裁判のために必要のある証拠を提供するか又は補充捜査を行う必要のある場合には、人民検察院は自ら証拠を収集し、捜査しなければならない。必要などときには公安機関の協力を要求することができる。

② 人民検察院が補充捜査を行う場合には、本規則第四章、第五章及び第七章の規定を適用する。

③ 補充捜査は、1箇月を超えてはならない。

第351条 人民法院が判決を言い渡す前に、人民検察院は被告人の真実の身分又は犯罪事実が起訴状に記載している身分又は犯罪事実と一致していないことを発見した場合には、起訴の変更を請求することができる。遺漏された同一事件の被疑者又は犯行が合併して起訴又は審理することができることを発見した場合は、起訴の追加を請求することができる。犯罪事実がなく、犯罪事実が被告人に行われた事実でなく、又は被告人の刑事責任を追及すべきでないことを発見した場合は、起訴を撤回することができる。

第352条 法廷審理の過程において、人民法院が補充捜査、起訴の追加又は変更を人民検察院に提議した場合には、人民検察院はその理由を審査して、補充捜査、起訴の追加又は変更を行うか否かを決定しなければならない。人民検察院が同意しない場合は、起訴された犯罪事実に基づいて裁判を行うよう人民法院に要求することができる。

第353条① 起訴の変更、追加又は撤回は、検察長又は検察委員会が決定しなければならない。人民法院が判決を言い渡すまで、書面で人民法院に提出しなければならない。

② 法廷審理の過程において、公訴人は、起訴の変更、追加又は撤回を必要とするとする場合には、休廷を請求し、これを調書に明記しなければならない。

③ 起訴の変更又は追加が被告人及び弁護人に弁護準備の時間を与える必要がある場合には、公訴人は合議廷に審理の延期を建議することができる。

④ 起訴を撤回した後、新たな事実又は新たな証拠がなう限りは再度起訴をしてはならない。

第354条 人民検察院は、人民法院が判決を言い渡す前に、決定した簡易手続により審理する事件には次の各号に掲げる事情の一つがあることを発見した場合には、普通第一審手続に基づいて審理することを人民法院に請求しなければならない。

- 一 法により3年以上の懲役に処せられるべき場合。
- 二 事件の事実又は証拠に疑問がある場合。
- 三 被告人が犯罪を行ったか否か、何の犯罪を行ったかについて疑問がある場合。
- 四 人民検察院が新たな犯罪事実があるために起訴を追加して、合併審理しなければならない場合。

第355条 出廷している書記官は、公判の状況について調書を作成しなければならない。公判の時間、場所、参加者、公訴人が法廷で執務する状況、法廷での証拠取調べ、

法廷弁論の主要な内容及び法廷の判決結果は調書に記入し、公訴人及び書記官が署名する。

第356条 人民検察院は、法廷で開示、読み上げ又は放送をした証拠資料を法廷で人民法院に移送しなければならない。法廷の場で確かに移送することのできない場合は、休廷した後3日以内に移送しなければならない。出廷していない証人の証言を法廷で開示、読み上げ又は放送した場合には、当該証人が異なる証言を陳述したことがあるときには、人民検察院は当該証人のすべての証言を休廷した後3日以内に移送しなければならない。

第357条 法廷で開示又は読み上げた証拠については、裁判長が休廷を宣告した後、公訴人は合議廷と移送の手続を行わなければならない。休廷した後、関係する証拠資料を人民法院に移送するときは、即時に移送の手続を行わなければならない。

第358条 人民検察院は、差押、押収又は凍結した被告人の財産及びその果実について次の各号に掲げる事情に基づいて処理する。

- 一 証拠として使用された実物については、法により事件とともに移送しなければならない。移送不能の場合は、その目録、写真又はその他の証明書を事件とともに移送しなければならない。
- 二 金融機関において凍結された預金については、金融機関の発行する証明書を事件書類とともに人民法院に移送して、判決が確定した後、人民法院が金融機関に通知して国庫に納めさせなければならない。
- 三 差押又は押収された赃物については、法により移送しない場合は、その証拠の目録、写真又はその他の証明書を事件書類とともに移送して、判決が確定した後、人民検察院は人民法院の通知に基づいて国庫に納めて、執行通知書を人民法院に送付しなければならない。

第二節 第二審法廷への出廷

第359条 抗訴を提起した事件、又は公訴事件における人民法院が開廷審理を決定した事件については、同級人民検察院は検察人員を派遣して第二審法廷に出席させなければならない。

第360条 検察長、検察員又は検察長の承認を受けて検察員の職務を代行する補佐検察員は第二審法廷に出席して次の各号に掲げる任務を履行しなければならない。

- 一 抗訴を維持し、上訴人の上訴を聴取し、原審人民法院に誤りのある判決又は裁定を是正する意見を提出する。
- 二 原審人民法院の適正な判決又は裁定を維持し、理由のない上訴に反論し、法廷に原判決の維持を建議する。
- 三 訴訟参加者の合法的な権利を維持する。
- 四 法廷審理に法定の訴訟手続に違反することがあるか否かの状況を記録する。
- 五 法によりその他の訴訟活動を行う。

第361条① 抗訴及び上訴の事件について、第二審人民法院と対応する人民検察院は下級人民検察院の事件書類を審査しなければならない。

② 第二審法廷に出席する検察人員は、第二審人民法院の発行する事件書類を閲覧する通知を受け取った後、第二審人民法院で第一審人民法院の事件書類を閲覧しなければならない。

第362条 検察人員は、原审の事件書類を客観的、全面的に審査しなければならない、上訴又は抗訴の範囲の制限を受けない。審査の重点は、原审判決に認定された事実及び法律の適用が的確か否か、証拠が確実で十分か否か、量刑が適当か否か、裁判活動が合法か否かである。また、下級人民検察院の抗訴状又は上訴人の上訴状を審査して抗訴又は上訴の理由が正確で十分か否かを確認しなければならない。

第363条 検察人員は、第一審事件の書類を審査するときには、原审の被告人を訊問し、主要な証拠を確認しなければならない。

第364条 検察人員は、第二審法廷に出席するときには、被告人訊問、被害者尋問、証人尋問及び鑑定人尋問の計画を作成し、証拠の開示、読み上げ及び放送の計画を作成し、答弁の綱要を作成しなければならない。上訴事件については、出廷するまで出廷の意見を作成しなければならない。

第365条 法廷の審理において、検察人員は原审の判決又は裁定に認定された事実、法律の適用、量刑等の問題、上訴人の上訴意見、弁護人の弁護意見については、被告人を訊問し、被害者、証人若しくは鑑定人を尋問し、証拠を開示し又は読み上げ、意見を提出して弁論を行わなければならない。

第366条① 出廷している検察人員が、一審にすでに人民法院に移送した証拠を開示し、読み上げ又は放送する必要があると認める場合は、証拠の開示、読み上げ又は放送を法廷に請求することができる。

② 第二審法廷において開示し、読み上げ又は放送する証拠の移送は、本規則第356条の規定を適用する。

第三節 再審法廷への出廷

第367条 人民法院が人民検察院に再審法廷に出廷することを通知した場合には、人民検察院は検察人員を派遣して出席させなければならない。

第368条 人民検察院が検察人員を派遣して出席させる場合は、人民法院の審級と対応しなければならない。

第369条 人民検察院は、人民法院が裁判監督手続により改めて審理する事件について、原判決又は裁定に認定された事実、証拠及び適用の法律に対して全面的に審査しなければならない。

第370条 人民検察院が検察人員を派遣して再審法廷に出席させる場合には、再審事件が第一審手続により審理するときは本章第一節の関係規定を適用し、再審事件が第二審手続により審理するときは、本章第二節の規定を適用する。

第一〇章 刑事訴訟の法律監督

第一節 立案に対する監督

第371条 人民検察院は、法により公安機関の立案活動について監督を行う。

第372条① 人民検察院は公安機関が立案して捜査すべきなのに立案せず捜査しなかったことを発見した場合は、勾留審査部門が審査する。勾留審査部門は、関係ある証拠を確認した上で、公安機関が立案しない理由を説明すべきであると認める場合には、檢察長の承認を経て、7日以内に書面で立案しなかった理由を説明することを公安機関に要求することができる。

② 人民検察院の勾留審査部門が審査を経て公安機関の立案しなかった理由が成立し得ないと認める場合は、檢察長又は檢察委員會の決定を受けて、立案するよう公安機関に通知しなければならない。

第373条① 被害者は公安機関が立案して捜査すべきなのに立案せず捜査しなかったと認め、人民検察院にこれを提出した場合には、人民検察院の告訴申立部門は、受理して事実及び法律に基づいて審査しなければならない。審査において、関係ある資料を提出することを被害者に要求するとともに必要な調査を行うことができる。公安機関が立案しなかった理由を説明することが必要であると認めた場合は、事件を勾留審査部門に移送しなければならない。

② 公安機関が立案しなかった理由を説明した後、勾留審査部門が公安機関の立案しない理由が成立し得ると認める場合は、告訴申立部門に通知して、告訴申立部門は10日以内に立案しない理由及び根拠を被害者に通知しなければならない。公安機関の不立案理由が成立し得ないと認める場合は、本規則第372条第2項に規定により処理する。

第374条 人民検察院が立案するよう公安機関に通知する場合は、檢察長が決定しなければならない。重大で疑義のある複雑な事件については、檢察長を通じて檢察委員會に提出して檢察委員會が決定する。

第375条① 人民検察院が立案するよう公安機関に通知する場合は、立案通知書を作成し公安機関に送達するとともに、一級上の人民検察院に送達し登録しなければならない。

② 人民検察院は、立案通知書を送達するときは、立案を証明すべき資料を同時に公安機関に送達し、15日以内に立案して立案決定書を人民検察院に送達しなければならないことを公安機関に告知しなければならない。

第376条 人民検察院が立案するよう公安機関に通知した場合は、法により立案通知書の執行する状況を監督しなければならない。

第377条 公安機関の管轄する国家機関公務員がその職権を利用して行った重大な犯罪事件については、人民検察院は立案するよう公安機関に通知したにもかかわらず公安機関が立案しなかった場合は、省級人民検察院の決定を経て、人民検察院が直接に立案して捜査することができる。

第378条 公安機関が立案すべきでないのに立案した場合には、人民検察院は違法を

是正する意見を公安機関に提出しなければならない。

第379条 人民検察院の勾留審査部門又は起訴審査部門は、当該検察院の捜査部門が立案して捜査すべきなのに立案せず捜査しなかったことを発見した場合には、立案捜査するよう捜査部門に建議しなければならず、建議が受け入れられなかった場合は、検察長に報告して検察長が決定を行う。

第二節 捜査に対する監督

第380条 人民検察院は、法により公安機関の捜査活動が合法か否かについて監督を行う。

第381条 捜査に対する監督の主要な内容は次の各号に掲げるものとする。

- 一 被疑者に対し拷問による供述の強要、供述の誘引を行った場合。
- 二 被害者又は証人に対し体罰、脅迫、誘引等の不法な手段で証拠を収集した場合。
- 三 証拠を偽造、隠匿、隠滅、取り替え、又は密かに訂正した場合。
- 四 私利を図るために犯人を容認し又は庇護した場合。
- 五 冤罪、偽の事件又は錯誤の事件を故意に作り出した場合。
- 六 捜査の活動において職務の立場を利用して不法な利益を図った場合。
- 七 捜査の過程において事件を撤回すべきでないのに撤回した場合。
- 八 押収又は凍結されている金銭、物品又はその果実を横領、流用し又は取り替えた場合。
- 九 刑事訴訟法における強制措置の決定、執行、変更又は取消の規定に違反した場合。

一〇 拘禁期間又は事件処理期限の規定に違反した場合。

一一 捜査においてその他の刑事訴訟法の関係規定に違反した行為。

第382条① 人民検察院の勾留審査部門及び起訴審査部門は、勾留の審査及び起訴審査において公安機関の捜査活動が合法か否かについて審査しなければならず、違法の状況を発見した場合には、公安機関に通知して是正させなければならず、犯罪を構成した場合は、関係部門に移送して法により刑事責任を追及しなければならない。

② 監獄等拘禁場所に駐在する検察部門は、捜査において法定の拘禁期限又は事件処理期限の規定に違反したことを発見した場合には、違法行為を是正する意見を提出しなければならない。

第383条 人民検察院は、必要に応じて担当員を派遣して公安機関の重大な事件の討議及びその他の捜査活動に参加させ、違法行為を発見した場合には、速やかに是正する通知を行わなければならない。

第384条 訴訟参加者は、捜査機関又は捜査人員に自分の訴訟上の権利が侵害されるか又は人格が侮辱されることについて告訴した場合には、人民検察院は受理し、速やかに審査し法により処理しなければならない。

第385条 人民検察院は、公安機関が人民検察院による勾留承認又は勾留不承認の決定を執行する状況、被疑者を釈放し又は勾留措置を変更する状況について違法行為を発見した場合には、是正する通知を行わなければならない。

第386条① 人民檢察院は、公安機關又はその職員が捜査、強制措置の決定、執行、変更又は撤回等の活動において違法行為があることを発見した場合には、是正する意見を提出しなければならない。

② 情状の軽い違法行為について、檢察人員は口頭で捜査人員又は公安機關の責任者に是正する意見を提出するとともに、檢察人員の所在する部門の責任者に報告しなければならない。必要な場合は、檢察人員の所在する部門の責任者が是正する意見を提出することができる。

③ 情状の比較的重い違法行為について、檢察長に報告して檢察長の承認を受けて、違法行為は是正通知書を公安機關に発行しなければならない。

第387条 人民檢察院は、違法行為を是正する通知書を発行した場合には公安機關の回答に基づいて執行する状況を監督しなければならない、回答しなかった場合には公安機關に催促して回答させなければならない。

第388条 人民檢察院の提出した違法行為は是正通知書が受け入れられなかった場合は、一級上の人民檢察院に報告するとともに、一級上の公安機關に是正意見を送達しなければならない。上級人民檢察院が下級人民檢察院の是正意見が正しいと認める場合は、同級公安機關に通知してその下級公安機關に催促させることができる。上級人民檢察院は下級人民檢察院の違法行為は是正通知書に誤りがあると認める場合には、下級人民檢察院に違法行為は是正通知書を取り消して同級公安機關に通知しなければならない。

第389条 人民檢察院の勾留審査部門又は起訴審査部門は、捜査人員の捜査活動における違法行為が重大で犯罪を構成することを発見した場合には、当該檢察院の捜査部門に移送して審査させるほか、檢察長に報告しなければならない。人民檢察院の管轄しない違法行為については、管轄権を持つ機關に移送しなければならない。

第390条 人民檢察院の勾留審査部門又は起訴審査部門は、当該檢察院の捜査部門が捜査、又は強制措置の決定、執行、変更若しくは撤回等の活動において行った違法行為について、情状によりそれぞれ処理しなければならない。情状が比較的軽い場合は、違法行為は是正意見を直接に捜査部門に提出することができ、情状が比較的重いか又は刑事責任を追及する必要がある場合は、檢察長に報告し檢察長が決定する。

第三節 裁判に対する監督

第391条 人民檢察院は、法により人民法院の裁判活動が合法か否かについて監督を行う。

第392条 裁判活動に対する監督は、次の各号に掲げる主要な違法行為を発見しこれを是正しなければならない。

- 一 人民法院による刑事事件の受理が管轄規定に違反した場合。
- 二 人民法院の事件審理が法定は審理期限及び送達期限に違反した場合。
- 三 法廷の構成員が法律の規定に違反した場合。
- 四 法廷での事件審理が法定の手續に違反した場合。
- 五 当事者又はその他の訴訟参加者の訴訟上の権利又はその他の権利を侵害した場合。

六 法廷審理において手続に関する問題について行った決定が法律の規定に違反した場合。

七 その他法律に規定する審理手続に違反した場合。

第393条① 裁判に対する監督は、起訴審査部門が行う。人民法院の事件審理が法定の期限に違反した場合は、監獄等拘禁場所に駐在する檢察部門が行う。

② 人民檢察院は、調査、事件調書の閲覽、申立ての受理等の活動を通じて裁判活動が合法か否かについて監督を行うことができる。

第394条① 人民檢察院は、裁判活動を監督するに当たって、人民法院又はその裁判人員が事件審理において法定の訴訟手続に違反したことを発見した場合には、違法行為は正意見を人民法院に提出しなければならない。

② 法廷に出席している檢察人員は、法廷の裁判が法定の訴訟手続に違反したことを発見した場合には、休廷後に当該檢察長に速やかに報告しなければならない。

③ 人民檢察院は、手続に違反した法廷審理の活動に対して是正する意見を提出する場合には、法廷の審理が終わった後に提出しなければならない。

第395条 人民檢察院が人民法院の裁判活動における違法行為を監督する場合には、本規則における人民檢察院が公安機関の捜査活動における違法行為に対して行う監督の規定を適用することができる。

第四節 刑事判決及び裁定に対する監督

第396条 人民檢察院は、法により人民法院の判決及び裁定が的確か否かについて監督を行い、人民法院の誤りのある判決及び裁定について法により抗訴を提出しなければならない。

第397条 人民檢察院は、同級人民法院の第一審判決又は裁定に次の各号に掲げる事情の一つがあると認める場合には、抗訴を提出しなければならない。

- 一 認定された事実が明らかでなく、証拠が十分でない場合。
- 二 有罪を証明できることに確実で十分な証拠があるにもかかわらず無罪を言い渡し、又は無罪を有罪に言い渡した場合。
- 三 重い罪を軽く処罰し、軽い罪を重く処罰し、刑罰の適用が著しい不当である場合。
- 四 認定された罪名が正確でなく、一罪を数罪と言い渡し、数罪を一罪と言い渡し、量刑に影響を与え又は社会的な影響を与えた場合。
- 五 刑事処罰の免除又は執行猶予の適用には誤りがある場合。
- 六 人民法院が審理の過程において法定の訴訟手続に著しく違反した場合。

第398条① 刑事判決及び裁定に対する監督は、起訴審査部門が行う。

② 人民檢察院は、申立ての受理、判決及び裁定の審査等の活動を通じて人民法院の判決及び裁定が適正であるか否かについて監督を行う。

第399条 人民檢察院が人民法院の第一審判決書又は裁定書を受け取った後、事件処理の担当者はこれを速やかに審査し、刑事判決又は裁定の審査表を作成し、処理の意見を提出して、起訴審査部門の責任者が審査しなければならない。抗訴を提起する必要の

ある事件については、起訴審査部門は事件を檢察長に報告して檢察長が決定する。事件に疑義があり又は重大で複雑な事件については、檢察長が檢察委員会に送付して檢察委員会はこれを決定する。

第400条 人民檢察院は、同級人民法院の第一審判決に対し抗訴を提起する場合には、判決書を受け取った翌日から10日以内に提起しなければならない。裁定に対し抗訴を提起する場合には、裁定書を受け取った翌日から5日以内に提起しなければならない。

第401条 人民檢察院は、同級人民法院の第一審判決又は裁定に抗訴を提起する場合には、抗訴状を作成して原審人民法院を通じて一級上の人民法院に提出するほか、抗訴状の謄本を事件書類とともに一級上の人民檢察院に移送しなければならない。

第402条① 被害者及びその法定代理人が地方各級人民法院の第一審判決を不服とする場合には、判決書を受け取った日から5日以内に人民檢察院に抗訴の提起を請求したときは、人民檢察院は直ちに審査し、被害者及びその法定代理人の請求を受け取った日から5日以内に抗訴を提起するか否かの決定を行い、請求者に回答しなければならない。審査を経て抗訴を提起すべきと認める場合は、本規則第397条ないし第401条の規定を適用する。

② 被害者及びその法定代理人が判決書を受け取った5日後に人民檢察院に抗訴の提起を請求した場合は、受理するか否かについては人民檢察院が決定する。

第403条① 一級上の人民檢察院は、下級人民檢察院の第二審手続により提起した抗訴が適正であると認める場合には、抗訴を維持しなければならない。抗訴が適正でないと認める場合には、同級の人民法院から抗訴を撤回し、下級人民檢察院に通知しなければならない。下級人民檢察院は、一級上の人民檢察院の抗訴撤回決定が不当であると認める場合には、申立を提出することができ、一級上の人民檢察院は再審査し、審査の結果を下級人民檢察院に通知しなければならない。

② 一級上の人民檢察院は、下級人民檢察院が上訴又は抗訴の期限内に抗訴を提起すべきなのに提起しなかった事件について、下級人民檢察院に法により抗訴を提起するよう命じることができる。

第404条 第二審人民法院から原審人民法院に差戻して第一審手続による再審の事件について、人民檢察院は再審理の判決又は裁定に確かに誤りがあると認める場合には、なお第二審手続により抗訴を提起することができる。

第405条 当事者及びその法定代理人又は近親者が、確定した判決又は裁定に誤りがあると認め人民檢察院に申立を提出した場合には、人民檢察院の告訴申立部門及び監獄等拘禁場所に駐在する檢察部門は、別々に受理し、法により審査して審査の結果を申立人に告知しなければならない。

第406条 人民檢察院は、人民法院の確定した判決又は裁定に誤りがあり、次の各号に掲げる事情の一つがある場合には、裁判監督手続に基づいて人民法院に抗訴を提起しなければならない。

- 一 原判決又は原裁定により認定された事実誤りであることを証明できる新たな証拠がある場合。
- 二 罪の確定及び量刑として使用された証拠が的確でなく、十分でなく、又は事件の

事実を証明する主要な証拠の間に矛盾がある場合。

三 原判決又は原裁定の法律適用に確かに誤りがある場合。

四 裁判人員が当該事件を審理するに際して、横領、収賄、私利を図るための汚職、枉法裁判の行為がある場合。

第407条 人民法院の確定した判決又は裁定に抗訴を提起する必要な事件については、告訴申立部門は檢察長を通じて檢察委員会に交付して檢察委員会が決定する。人民檢察院が抗訴の提起を決定した後、起訴審査部門は出廷して抗訴を維持しなければならない。

第408条 最高人民檢察院は各級人民法院の確定した判決又は裁定に誤りがあることを発見した場合、又は上級人民檢察院は下級人民法院の確定した判決又は裁定に誤りがある事を見出した場合には、同級の人民法院に抗訴を直接に提起することができ、確定した判決又は裁定を言い渡した人民法院の一級上の人民檢察院に命じてその同級の人民法院に抗訴を提起させることもできる。

第409条 人民檢察院は、裁判監督手続により人民法院に抗訴を提起する場合には、抗訴状の謄本を一級上の人民檢察院に送付しなければならない。

第410条 人民檢察院が裁判監督手続により抗訴を提起した事件について、人民法院が言い渡した判決又は裁定になお誤りがある場合には、当該事件を第一審手続により裁判したときには、同級の人民檢察院は一級上の人民法院に抗訴を提起しなければならない。当該事件を第二審手続により裁判したときには、一級上の人民檢察院は裁判監督手続により同級の人民法院に抗訴を提起しなければならない。

第411条 人民檢察院が、自訴事件及び公訴人の出廷しない簡易手続による事件についての判決又は裁定に対して行う監督には、本節の規定を適用する。

第五節 執行に対する監督

第412条 人民檢察院は、法により刑事判決及び裁定を執行する活動について監督を行い、刑事判決及び裁定を適正に執行することを保障する。

第413条 人民檢察院は、人民法院が被告人に無罪又は刑事処罰の免除を言い渡した場合には拘禁されている被告人が直ちに釈放されたか否かについて監督を行わなければならない。

第414条① 死刑に処せられた犯人に死刑を執行する前に、人民檢察院は係員を派遣して現場で死刑の執行を監督しなければならない。

② 死刑を執行するに際して、檢察人員は現場の監督を担当し、書記官は記録を担当する。

第415条 人民檢察院は、同級人民法院から死刑執行現場監督通知書を受け取った後、同級人民法院は最高人民法院又は高級人民法院の死刑を許可する判決又は裁定及び死刑執行命令を受け取ったか否かを確認しなければならない。

第416条 死刑の執行を現場で監督する檢察人員は、死刑を執行する場所、方法及び死刑を執行する活動が合法か否かについて監督を行わなければならない。死刑を執行する前に次の各号に掲げる事情の一つを発見した場合は、人民法院に執行の停止を建議し

なければならない。

- 一 執行される者が死刑を執行されるべき犯人でない場合。
- 二 犯人が犯罪時に18歳未満であった場合。
- 三 判決に誤りがある可能性のある場合。
- 四 執行する前に、犯人に重大な犯罪事実を摘発し又はその他の重大な功績を立てた行動があり、判決を改める可能性のある場合。
- 五 犯人が懐胎している場合。

第417条 死刑を執行する過程において、人民検察院の現場監督者は、必要に応じて撮影、録画を行うことができる。死刑を執行した後、人民検察院の現場監督者は、犯人が確かに死亡したか否かを検査しなければならない。死刑現場監督記録を作成し、署名したうえで事件の書類に付しなければならない。

第418条① 2年の猶予期間付き死刑を言い渡した判決又は裁定を執行する過程において、人民検察院は次の各号に掲げる内容について監督を行う。

- 一 死刑執行猶予期間が満了した場合、法律に規定する無期懲役又は有期懲役に減刑する条件に該当する場合には、監獄は速やかに減刑の意見を提出して人民法院の裁定を請求したか否か、人民法院は法により裁定したか否か。
- 二 犯人が死刑執行猶予期間中において故意の犯罪を犯した場合には、監獄は法により捜査し又は起訴に移送したか否か、人民法院は法により死刑の執行を承認又は裁定したか否か。

② 2年の猶予期間付き死刑に処せられた犯人が死刑執行猶予期間中において故意の犯罪を犯し、執行機関がこれを人民検察院に移送する場合には、服役の所在地の人民検察院の分院、州又は市の人民検察院は審査して公訴を提起するか否かを決定する。

③ 人民検察院は、人民法院の2年の猶予期間付き死刑に処せられた犯人に対する減刑が不当であることを発見した場合には、本規則第429条ないし第431条の規定に基づいて人民法院に是正意見を提出しなければならない。犯人が死刑執行猶予期間中において故意の犯罪を犯し、人民検察院が起訴した後、人民法院がなお減刑した場合には、人民検察院は本規則第10章第4節の規定に基づいて人民法院に抗訴を提起しなければならない。

第419条① 人民検察院は、看守所が被疑者及び被告人を収監、管理及び釈放する活動について法により監督を行い、違法行為を発見した場合には、是正通知を看守所に提出しなければならない。

② 人民検察院は、看守所が犯人の移送を執行する活動において次の各号に掲げる違法な事情を発見した場合には、法により是正通知を提出しなければならない。

- 一 2年の猶予期間付き死刑、無期懲役又は有期懲役の1年以上残刑の犯人について、人民法院の執行通知書、判決書又は裁定書を受け取った日から30日以内に執行機関に移送していない場合。
- 二 拘留に処せられた犯人について刑を執行する拘留所に移送していない場合。
- 三 管制、政治的権利の剥奪又は執行猶予に処せられた犯人について、判決又は裁定が確定した後、犯人をその居住地の公安機関に移送していない場合。

第420条 人民検察院は、監獄、少年犯管教所又は拘留所が犯人を拘禁する活動において次の各号に掲げる違法な事情の一つを発見した場合には、法により是正通知を提出しなければならない。

- 一 確定した刑事判決書、裁定書、執行通知書等の法律文書がないにもかかわらず収監した場合。
- 二 収監された犯人と収監証明書とが一致していない場合。
- 三 収監すべきにもかかわらず収監を拒絶した場合。
- 四 法により拘禁すべきでない犯人を収監した場合。
- 五 他の収監の規定に違反した場合。

第421条 人民検察院は、執行機関が監獄の行政、管理、教育、改造等の活動において違法行為がある事を発見した場合には、是正意見を提出しなければならない。

第422条 人民検察院は、監獄、看守所、拘留所の所外で執行する活動について監督を行い、次の各号に掲げる違法な事情を発見した場合には、是正意見を提出しなければならない。

- 一 法定の条件を備えていない犯人について所外での執行を請求した場合。
- 二 所外での執行を請求する合法的手続が不完全である場合。
- 三 犯人に所外での執行を決定したにもかかわらず所外で執行しなかった場合、又は所外での執行を決定したにもかかわらず所外での執行に移送していない場合。
- 四 犯人が所外での執行の期間中において違法な行為があり、収監すべきにもかかわらず収監していない場合。
- 五 所外での執行の条件が消滅した後、速やかに収監していない場合。
- 六 所外で執行する犯人が刑期満了した後、釈放の手続を行わなかった場合。

第423条① 人民検察院は、所外での執行通知書を受け取った後、次の各号に掲げる内容を審査しなければならない。

- 一 有期懲役又は拘留に処せられた犯人であるか否か。
- 二 重い病気にかかっており所外で治療を受けるべき犯人であるか否か。
- 三 懐胎しているか又は自分の子に授乳している女子であるか否か。
- 四 自己傷害の犯人であるか否か。
- 五 自分で生活を営むことはできず、所外で執行しても社会への危険がない犯人であるか否か。
- 六 所外で執行する処理手続は法定の手続に該当するか否か。

② 検察人員は、犯人の所在する勤め先及び関係ある人員に対し調査することができ、関係する機関から関係資料を提供させて閲覧することもできる。

③ 審査により、所外での執行が不当であると認める場合には、所外での執行を承認し又は決定した機関に是正意見を提出すべきときは、検察長が決定する。

第424条 人民検察院は、所外での執行が不当であると認める場合には、通知書を受け取った日から1箇月以内に、是正意見の書面を所外での執行を承認し又は決定した機関の同級人民検察院を通じて、所外での執行を承認し又は決定した機関に送付しなければならない。

第425条 人民検察院は、所外での執行に同意しない意見書を承認又は決定の機関に送付した後、その機関が所外での執行の状況を再審査することを監督するほか、再審査の結論が法律の規定に適合するか否かをも監督しなければならない。再審査の結論が法律の規定に適合しない場合は、法により是正の意見を提出しなければならない。

第426条 人民検察院は、所外で執行する犯人について所外で執行する事情が消滅したことを発見した場合には、執行機関に通知して収監させなければならない。

第427条 人民検察院は、執行機関が減刑又は仮釈放の裁定を人民法院に請求する活動について監督を行う。次の各号に掲げる違法な事情を発見した場合は、是正の意見を提出しなければならない。

- 一 法定の条件を備えていない犯人について減刑又は仮釈放の裁定を人民法院に請求した場合。
- 二 法により減刑又は仮釈放をすべきにもかかわらず人民法院に減刑又は仮釈放の裁定を請求しなかった場合、又は犯人に仮釈放を裁定した後所外で執行すべきにもかかわらず所外に送付していない場合。
- 三 人民法院の減刑又は仮釈放の裁定に対する請求の手續に不備がある場合。

第428条① 人民検察院は、人民法院から減刑又は仮釈放の裁定書謄本を受け取った後、次の各号に掲げる内容を審査しなければならない。

- 一 減刑又は仮釈放とされた者が法定の条件に適合するか否か。
- 二 執行機関が行う減刑又は仮釈放の手續は合法か否か。
- 三 人民法院が減刑又は仮釈放を裁定する手續は合法か否か。
- ② 検察人員は、犯人の所在する勤め先及び関係人員に対し調査することができ、関係する機関に関係資料を提供させて閲覧することもできる。
- ③ 審査により人民法院の行った減刑又は仮釈放の裁定が不当であると認め、是正の意見を提出する必要がある場合は、検察長が決定する。

第429条 人民検察院は、人民法院の減刑又は仮釈放の裁定が不当であると認める場合には、裁定書の謄本を受け取った日から20日以内に減刑又は仮釈放を裁定した人民法院に是正意見書を提出しなければならない。

第430条① 人民法院の減刑又は仮釈放の裁定に対する是正意見書は、減刑又は仮釈放を裁定した人民法院と同級の人民検察院により提出される。

② 下級人民検察院は、人民法院の減刑又は仮釈放の裁定が不当であることを発見した場合には、減刑又は仮釈放を裁定した人民法院と同級の人民検察院に速やかに報告しなければならない。

第431条 人民検察院は、人民法院の減刑又は仮釈放の裁定に是正意見を提出した後、人民法院が是正意見書を受け取った後1箇月以内に改めて合議廷を構成して審理したか否かについて監督をしなければならず、新たに下された最終の裁定は適法か否かを監督しなければならない。最終の裁定が適法でない場合は、同級人民法院に是正の意見を提出しなければならない。

第432条 人民検察院は、監獄、少年犯管理教育所、拘留所又は看守所が刑期の満了した者若しくは釈放すべき者を速やかに釈放しなかったか、又は刑期未滿で釈放の根拠

がない犯人を釈放した等の違法行為を発見した場合には、法により是正通知を発行しなければならない。

第433条 人民検察院は、管制又は政治的権利の剥奪に処せられた犯人に対して、公安機関の監督管理の措置が不適切で、執行期間が満了しても本人に通知せず、管制を公開に解除せず又は政治的権利を回復しない等の違法行為を発見した場合には、是正の通知を発行しなければならない。

第434条 人民検察院は、人民法院が罰金又は財産の没収を科せられた犯人についてその財物を執行していないか又は不当に執行し、又は罰金若しくは没収された財物を期限内に国庫に納めないことを発見した場合には、是正の通知を発行しなければならない。

第435条 人民検察院は、関係機関が拘留又は有期懲役の執行猶予に処せられた犯人、仮釈放された犯人又は所外で執行する犯人に対する監督、管理及び考察の状況を監督しなければならない。

第436条 人民法院が執行するために行う活動、執行機関が執行する活動及びその他の機関が刑事判決又は裁定を執行する活動においては、その違法行為を監督することには、本規則において人民検察院の公安機関捜査違法行為に対する監督の規定を適用する。

第一章 刑事司法共助

第一節 一般の規定

第437条 人民検察院は、司法共助を行うに当たって、わが国が参加し又は締結した国際条約に規定がある場合には、その条約の規定を適用する。ただし、わが国が声明した保留条項はこの限りでない。条約に規定がない場合は、互恵の原則に基づいて外交ルートを通じて行う。

第438条 人民検察院は、国家の主権及び平等を相互に尊重しつつ関係する国の主管機関と司法共助を相互に提供しなければならない。

第439条 外交上の特権及び免除権を持つ外国人の刑事責任の問題は、外交ルートを通じて解決する。

第440条 人民検察院の司法共助の主要な範囲は、刑事証拠の収集、刑事訴訟文書の送達、刑事訴訟の結果の通報、証拠物、証拠書類及び視聴資料の移送、赃物の押収、移送、及び法律又は国際条約に規定するその他の司法共助の事項とする。

第441条 引渡し事件の処理は、国家の引渡しに関する法律及び規定に基づいて執行する。

第442条 人民検察院が対外的に司法共助を行う場合には、わが国の関係法律に規定する手続に基づいて外国に司法共助及び司法協力を提供しなければならない。国際条約の規定に基づいて、わが国の法律規定に違背しない前提の下で、請求側の請求に応じて請求書に示されている手続を適用することができる。

第443条 外国の関係機関から請求した事項が中華人民共和国の主権、安全又は社会

の公共利益を損害し又は中国の法律に違反する場合は、共助を行わない。人民検察院の職権範囲でない場合は、差戻し又は関係する機関に移送するとともに、その理由を説明しなければならない。

第444条① 最高人民検察院は、検察機関が司法共助の事務を行う最高主管機関であり、国際条約の規定により人民検察院の司法共助における中国側の中央機関でもある。

② 地方各級人民検察院は、司法共助を執行する主管機関であり、職責の分担に基づいて司法共助の事務を行う。

第445条 人民検察院は、関係する国と司法共助を相互に提供するに当たって、わが国と関係ある国家と締結した司法共助条約に規定する連絡ルート又は外交ルートにより行わなければならない。

第446条① 司法共助条約が最高人民検察院を司法共助の中国側の中央機関として規定した場合には、最高人民検察院は関係する国家の対応する中央機関と直接に連絡し、司法共助の文書及びその他の資料を送達する。

② 司法共助条約がその他の機関を中国側の中央機関として規定した場合には、地方各級人民検察院は最高人民検察院を通じて中国側の中央機関と連絡し、司法共助の文書を送達する。

第447条 その他の機関が最高人民検察院を通じて対外的に司法共助の事務を行う必要がある場合は、その機関の最高主管機関を通じて最高人民検察院と連絡する。

第448条① わが国と司法共助条約を締結していない国家について、相互に司法共助を提供する必要がある場合は、互恵の原則に基づいて外交ルートを通じて行い、慣例により行うこともできる。

② 具体的な手続については、本章の規定を参照する。

第449条 人民検察院が国際刑事警察組織を通じて人を捕まえ又は資料を提供してもらう必要がある場合には、関係する人民検察院が請求を提出して、一級一級ごとに最高人民検察院に報告して、最高人民検察院は審査した後関係部門と連絡し処理する。

第450条 わが国の国境地区の人民検察院が隣接国家の司法機関と相互に司法提携を行うに当たって、関係する条約、協定及びわが国の法律に違背しない前提の下で、慣例又は関係する規定に基づいて行うことができる。ただし、最高人民検察院に報告して登録しなければならない。

第451条 わが国の国境地区の人民検察院が隣接する国家の司法機関と相互に司法提携を行うに当たって、事情に応じて双方の事件処理における具体的な事務について提携して友好の交流を行うことができる。

第二節 人民検察院から提供する司法共助

第452条 最高人民検察院は、関係する国際条約の規定するルート又は外交ルートを通じて外国が提出する司法共助の請求を受ける。

第453条 外国の関係機関が司法共助を人民検察院に請求する請求書及び附属文書は、中国語の訳本又は国際条約に規定する他の文字の本文を付しなければならない。

第454条 最高人民検察院は、締約の外国が請求した司法共助を受け取った後、わが

国の法律及び関係する司法共助の条約に基づいて審査を行わなければならない。条約の規定に該当し、附属文書を備えている場合は、省、自治区又は直轄市の人民検察院が関係人民検察院を指定して行わせ、又はその他の関係ある最高主管機関に指定される機関に行わせる。条約又は関係法律の規定に該当しない場合は、請求を受け取ったルートを通じて請求側に差戻す。附属資料が不完全な場合は、請求側に補充を要求しなければならない。

第455条 関係する省、自治区又は直轄市の人民検察院は、最高人民検察院から伝送する司法共助の請求書及び附属文書を受け取った後、直接に行うか又は関係する人民検察院に指定して行わせることができる。

第456条① 司法共助を執行する人民検察院は、司法共助の請求書及び附属文書を受け取った後、直ちに執行しなければならない。条約に規定する格式及び言語文字に基づいて執行の結果及び関係資料を省、自治区又は直轄市の人民検察院に移送して審査を経て最高人民検察院に報告しなければならない。

② 共助不能の場合は、司法共助の請求書、附属文書及び執行不能の理由を省、自治区又は直轄市の人民検察院を通じて最高人民検察院に送付しなければならない。

③ 人民検察院は、請求書に提供された場所が不明であり、又は資料が不十分で請求の項目を執行することができない場合には、直ちに最高人民検察院を通じて請求側に資料の補充を要求しなければならない。

第457条 最高人民検察院は共助の結果を審査しなければならない。請求側の要求に適合している場合は、最高人民検察院が共助請求の締約国に送達する。

第458条 締約国側が、中国側の他の中央機関を通じて検察院に司法共助を請求した場合には、他の中央機関は請求書及び附属文書を最高人民検察院に伝送して本節の規定により処理する。

第三節 人民検察院の外国司法共助に対する請求

第459条 地方各級人民検察院が、締約の外国側に司法共助を請求する場合は、関係する条約の規定に基づいて司法共助請求書、調査の概要、附属文書及び訳本を提出して、省級の人民検察院が審査した後、最高人民検察院に送付しなければならない。

第460条 最高人民検察院は、地方各級人民検察院が締約国の司法共助を請求する資料を受け取った後、関係条約に基づいて審査を行わなければならない。条約の規定に適合し、附属文書を具備している場合は、その請求資料を締約国の中央機関に送達し、又は中国の他の中央機関に移送して処理させる。条約の規定に適合していない場合又は資料が不完全な場合は、請求した人民検察院に差戻して補充又は訂正をさせなければならない。

第四節 期限及び費用

第461条① 人民検察院が司法共助を提供する場合には、請求書に処理期限を付しているときは、その期限内に提供しなければならない。処理の期限を付していないときは、原則として証拠の収集が3箇月以内に終了し、刑事訴訟文書の送達が15日以内に終

了する。

② 期限内に終了できない場合は、事情及び理由を説明し請求側に通知するために一級一級ごとに最高人民検察院に報告しなければならない。

第462条 人民検察院が刑事司法共助を提供するに当たって、関係する条約の規定に基づいて請求側に費用を請求すべき場合は、費用の細目を司法共助の結果とともに最高人民検察院に送付しなければならない、最高人民検察院がこれを請求側に送達する。

第463条 人民検察院が外国の司法共助を請求した場合には、条約の規定に基づいて費用を納めるべきときは、最高人民検察院は請求側の提出した費用明細を受け取った後、直ちに関係する人民検察院に伝送して納付させなければならない。

第一章 附 則

第464条 人民検察院が、国家安全機関、密輸犯罪捜査機関又は監獄から移送された刑事事件を処理する場合、及び国家安全機関、密輸犯罪捜査機関又は監獄による立案活動並びに捜査活動を監督する場合は、本規則の関係規定を適用する。

第465条 軍事検察院等の専門人民検察院が刑事事件を処理する場合は、本規則及び他の関係規定を適用する。

第466条 本規則は、司法解釈の効力を持つ。本規則を發布する前に公布した人民検察院の刑事訴訟に関する解釈及び規定が本規則と重複する場合又は一致していない場合は、本規則を適用する。

第467条 本規則の解釈は、最高人民検察院が行う。

第468条 本規則は公布の日から施行する。1997年1月15日に最高検察院が公布した「人民検察院が中華人民共和国刑事訴訟法を実施する規則（試行）」は、同時に廃止する。